

目 次

第1号議案	平成17年度事業報告	P 2
1.	専修学校制度制定30周年記念事業	(P 2)
2.	会議の開催	(P 3)
3.	委員会活動	(P 7)
4.	「職業教育の日」の推進	(P 12)
5.	留学生受け入れの推進	(P 13)
6.	課程別設置者別部会活動報告	(P 13)
7.	分野別専門部会活動報告	(P 18)
8.	その他	(P 24)
第2号議案	平成17年度収支決算報告	P 26
第3号議案	平成18年度第1次補正予算案	P 35
第4号議案	会則の一部改正	P 37
第5号議案	役員改選	P 38

	平成18年度事業計画 (抄)	P 39
	参考	P 41

第1号議案 平成17年度事業報告

平成17年度事業計画・収支予算に基づき、活発な活動を展開、専修学校及び各種学校の振興・社会的地位向上を目指して各事業を行った。

特に、7月11日に専修学校制度制定30周年記念式典を開催し、多くの来賓に出席いただいた。また、9月には一定の要件を満たした4年制専門学校に大学院入学資格、高度専門士の称号を付与する告示が交付され、12月に119校、192課程の4年制専門学校が告示された。

また、第54回定例総会において、「1条校化運動の推進」が決議された。

1. 専修学校制度制定30周年記念事業

平成17年度は専修学校制度が誕生して30周年の節目の年にあたるため、30周年記念特別委員会の中に、記念式典、祝賀会、記念誌編纂、記念行事の各小委員会を置き、以下のとおり諸事業を推進した。なお、各委員会の活動状況は11頁に掲載。

(1) 記念式典

- ・日程：7月11日（月） 13：00～14：30 東京・アルカディア市ヶ谷
- ・出席者：約270名
 - * 文部科学大臣表彰者・他表彰者等
- ・表彰対象者：文部科学大臣表彰129名、全専各連顕彰1名、全専各連会長表彰403名、全専各連会長感謝状175名（団体含む）

(2) 祝賀会

- ・日程：7月11日（月） 15：30～17：00 東京・アルカディア市ヶ谷
- ・出席者：約400名
 - * 文部科学大臣表彰者・他表彰者、専修学校関係者、関係省庁・団体等

(3) 記念誌編纂

- ・書名：「職業教育をになう 専修学校30年のあゆみ」
- ・判型：A4判
- ・頁数：140ページ
- ・部数：1万部
- ・発行日：平成17年12月20日
- ・配布先：全会員校、各都道府県協会等、全高等学校の図書館、各都道府県所管課、教育系学部のある大学の図書館、関係省庁・団体等
 - * 電子データ化し、全専各連のホームページに掲載

(4) 記念行事

- ・『専修学校制度制定30周年』記念事業推進にかかる寄附金の支出
各都道府県協会等が行う「職業教育の日」記念事業に「専修学校制度制定30周年」を併記して実施すること等により、20万円を上限として寄附金を支出。
なお、この20万円は、「『職業教育の日制定記念事業』に対する寄附金」と合算して支出した。（寄附金申請の審査は「職業教育の日」実行委員会に委託）
- ・ホームページ「職業教育ネット」の開設

(<http://www.shokugyoukyouiku.net/index.shtml>)

職業教育を担う専修学校の社会的認知度を高め、多くの関係者の交流を深めることを目的とし、「職業教育ネット」を平成17年12月に開設。

主なコンテンツは、「専修学校探検隊」、「コミュニティ・ブログ」、「研究・成功事例データベース」、「行事ガイド」等。

オープン後には広報用パンフレットを作成し、記念誌等とともに配布した。

なお、管理運営は全専各連総務委員会が継続して行っている。

2. 会議の開催

(1) 定例総会・理事会

<第53回定例総会・第101回理事会>

6月8日、東京・アルカディア市ヶ谷を会場として、以下の議案を審議し原案・提案のとおり承認された。

第1号議案 平成16年度事業報告

第2号議案 平成16年度収支決算報告

第3号議案 平成17年度第1次補正予算案

第4号議案 会則及び会則施行細則の一部改正案

<第54回定例総会・第102回理事会>

平成18年2月22日、東京・アルカディア市ヶ谷を会場として、以下の議案を審議し原案・提案のとおり承認。「1条校化運動」の推進が決議され、具体的な方策を検討することとなった。なお、会議終了後に懇親会を開催した。

第1号議案 平成18年度事業計画案

第2号議案 平成18年度収支予算案

(2) 常任理事会

平成17年度は下記のとおり開催した。

<第1回常任理事会（平成17年5月23日／都市センターホテル）>

審議事項として総会提出議題の内容の審議が行われ、①平成16年度事業報告、②会則及び会則施行細則の一部改正案について総会への提案が承認された。また、報告事項として①定例総会・理事会の会議日程、②専修学校等振興議員連盟総会への対応、③30周年記念事業、③平成17年度各地区ブロック会議日程及び統一テーマ等について確認を行った。

<第2回常任理事会（平成17年6月8日／アルカディア市ヶ谷）>

第53回定例総会・第101回理事会に提案する以下の議案を審議し、原案・提案のとおり承認。

第1号議案 平成16年度事業報告

第2号議案 平成16年度収支決算報告

第3号議案 平成17年度第1次補正予算案

第4号議案 会則及び会則施行細則の一部改正案

また、報告事項として①30周年記念式典・祝賀会、②専修学校等振興議員連盟総会への対応等について確認が行われた。

< 議連総会への対応会議（平成17年6月28日／自由民主党本部） >

専修学校等振興議員連盟の総会が開催されることを受け、総会に陪席し具体的な振興策の要望を行うために、総務委員会及び全専協の常任理事会と合同で開催した。

なお、全専各連からは、①「教育基本法」改正における職業教育のあり方の明確化、②「激甚災害法」の専修学校等への早期適用、③「勤労学生控除」の個人立専修学校生等への適用、④専修学校の社会的理解を促進するための制度改革の実現、⑤専修学校を含めた公平な公的財政支援の実現、⑥中央教育審議会、協力者会議で提言された具体的な充実・発展方策の着実な推進を、重要事項として要望した。

< 第3回常任理事会（平成17年11月24日／都市センターホテル） >

報告事項として、①文部科学省関連の現況報告（高度専門士及び大学院入学資格の付与にかかる制度改革、アスベスト使用の実態調査、平成18年度概算要求・税制改正要望）、②全専各連活動状況報告（30周年記念特別委員会活動、「職業教育の日」実行委員会活動、総務委員会活動）について確認を行った。また、審議事項としては①組織委員会の会則改正の方針、②1条校化の運動の考え方が審議され、会則改正については引き続き組織委員会で検討すること、1条校化の運動の考え方については都道府県協会等代表者会議で説明・意見交換を実施すること、引き続き総務委員会で運動方針の取りまとめに向けた検討を行うことを承認した。

< 第4回常任理事会（平成18年2月22日／アルカディア市ヶ谷） >

第54回定例総会・第102回理事会に提案する以下の議案を審議し、原案・提案のとおり承認された。

第1号議案 平成18年度事業計画案

第2号議案 平成18年度収支予算案

また、「1条校化の運動」についての意見交換や、「公益法人改革について」の情報交換が行われた。

(3) 正副会長会議

< 第1回正副会長会議（平成17年4月20日／アルカディア市ヶ谷） >

以下の議題について協議した。

- 組織委員会関係の検討事項
- 財務委員会関係の検討事項
- 総務委員会関係の検討事項
- 30周年記念特別委員会の報告事項

< 第2回正副会長会議（平成18年1月25日／ホテルルポール麹町） >

全専協正副会長会議と合同開催。以下の議題について協議した。

- 平成18年度事業計画原案の検討
- 平成18年度収支予算原案の検討

(4) 都道府県協会等代表者会議

1 1月25日、東京・アルカディア市ヶ谷において開催。町村信孝衆議院議員・専修学校等振興議員連盟会長を来賓に迎え、以下の議題について報告、意見交換を実施した。

- 平成17年度ブロック会議報告
- 全専各連活動状況報告
- 1条校化の運動の考え方について

(5) 課程別設置者別部会代表者会議

1 2月9日、東京・アルカディア市ヶ谷において、全国学校法人立専門学校協会、全国個人立専修学校協会、全国高等専修学校協会、全国各種学校協会の代表者及び財務委員会と合同で開催。

各課程別設置者別部会の活動状況と平成18年度の活動予定を説明し、平成18年度の協会運営費の算定について意見交換を実施。

(6) ブロック会議

各ブロック主催会議として全国9ブロックにおいて以下のとおり開催された（大会決議を行ったブロックについては、決議事項を記載）。

<北海道ブロック会議（7月21日～22日／北海道・北見東急イン）>

<東北ブロック会議（10月6日／青森県・青森グランドホテル）>

<北関東信越ブロック会議（8月30日／栃木県・宇都宮東武ホテルグランデ）>

決議事項

- ① 国・県等行政機関は我が国において、高等教育の一翼を担う専修学校及び各種学校に対し、ふさわしい公的助成及び地方交付税の拡大、税制上の優遇措置を講ずること。
- ② 専修学校制度発足から30年が経過し、専修学校各種学校の社会的評価の向上は顕著であるが、いまだ高等教育機関に対する認識は充分ではない。より一層の社会的理解を深める為にも、文部科学省は社会に適合する（適応する）新しい多様かつ高度な専門職業体系の構築を主眼とした抜本的な制度の改正を推し進めること。
- ③ フリーター・ニート等対策の「若者自立・挑戦プラン」「キャリア教育総合計画」、社会人等対策の「キャリアアップ支援事業」等への我々の取り組む諸施策に対し、関係省庁は必要に応じて公的助成を含む必要な制度の制定を積極的に進めること。
- ④ 高等教育機関として、高度職業人育成を担うための「専門大学」の創設を文部科学省は引き続き積極的に進めること。
- ⑤ 生涯学習社会において、何時でも何処でも誰もが職業にかかわる学習機会を充実していけるよう職業教育体系を構築し、職業教育の重要性を訴えるとともに、職業教育機関としての専修学校各種学校教育の振興と、より一層の社会的評価の向上が図られるよう要望する。

- ⑥ 自らも自己点検・自己評価を推進することによって、1条校との格差是正を求めると共に学校内部の改革を進め、時代の流れに対応した、開かれた学校運営に努め、社会的地位向上のため、自己点検・自己評価の実施に努力して行きたい。

<南関東ブロック会議（11月14日／東京都・アルカディア市ヶ谷）>

<中部ブロック会議（8月25日～26日／愛知県・名古屋ガーデンパレス）>

決議事項

- ① 産業界に有為な人材を輩出すべく、更なる職業教育の充実・向上を図る。
- ② 『職業教育の日（7月11日）』等を通して、専修学校各種学校の役割と社会貢献30年の実績をアピールする。
- ③ 適切な方法での情報開示と『自己点検・評価の推進』に努め公共性を高める。
- ④ 個人情報保護法の趣旨を尊重し、学生生徒等の個人情報の適切な取扱いに努める。
- ⑤ 専門教育機関としての安定した地盤を確保するため、専修学校各種学校に対する激甚災害法の早期適用を求める。

<近畿ブロック会議（7月21日／兵庫県・ニューオータニ神戸ハーバーランド）>

<中国ブロック会議（7月5日／岡山県・倉敷チボリ公園アンデルセンホール）>

要望事項

- ① 現状の教育制度では、1条校在學生に比較して82条校である専修学校各種学校在學生に対する教育補助が不公平である。今、職業教育が求められている時代。このまま放置しておくとは社会問題化することは必至である。現状の機関補助から国民一人一人に公平な個人補助に切りかえるべきである（教育バウチャー制度）。早急に現実的システムを検討すべきである。
- ② 専修学校制度の設置から30年、専修学校は時代に応じ変化対応してきた。しかし、各種学校については未だに進捗されていない。1条校も含めた教育改革全体の中で専修学校各種学校制度の見直しと、職業教育の高度教育機関設置（大学院レベル）について30周年を期に積極的な推進を図ること。
- ③ 自らも自己点検・自己評価を推進することによって、1条校との格差是正を求めると共に学校内部の改革を進め、時代の流れに対応した、開かれた学校運営に努め、社会的地位向上のため、自己点検・自己評価の実施に努力して行きたい。

<四国ブロック会議（8月25日／愛媛県・道後山の手ホテル）>

<九州ブロック会議（7月22日／沖縄県・パシフィックホテル沖縄）>

要望事項

- ① 国・県等の行政機関への要望

ア) 制度改革の早期実現

専修学校における教育内容の高度化等の実態、将来の方向性を踏まえて、社会にも理解されやすい制度改革、課程別設置基準制定の早期実現を図ること。

イ) 激甚法の改正

去る3月20日に発生した福岡県西方沖地震では福岡県、佐賀県に被害があった。今後の不測の事態を考慮して、現行「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）」では学校教育法第一条の学校のみが救済対象であるのを、同じ公的教育機関である専修学校、各種学校も救済の対象となるよう激

甚法改正を図ること。

② 全国専修学校各種学校総連合会への要望

九州ブロック内にも元気のある専修学校が多くあり、学校経営者、教職員にも優秀な人材が数多い。今後地方分権が推進されるなか全専各連の活動に、より地方の声を反映させるためにも、全専各連役員、委員会委員などに九州ブロック内人材の積極登用、また諸会議研修等の九州開催機会を増やすこと。

③ 九州ブロック内会員校の課題、社会的責任の遂行に向けて

専修学校各種学校を取り巻く環境は校種規模により異なるが、山積する課題のなかから次の事項を今後の我々の果たすべき重要課題として自覚し、改善を図り一層の社会的責任を果たすべく努力することを申し合わせる。

ア) 自己点検・評価の積極的な導入の推進

イ) 改正私立学校法の施行による財務情報の公開に対する対応

ウ) 個人情報保護法の全面施行で学生生徒の個人情報の適切な取り扱い

エ) 制度整備が議論されているなか、職業教育機関にふさわしい教育内容の質の向上、教職員の資質の向上を図る

(7) 事務担当者会議

4月21日、東京・アルカディア市ヶ谷において専教振と共催で開催。全専各連の定例総会・理事会資料等をもとに、平成17年度の計画や事業の諸手続を説明するとともに、都道府県協会等における広報活動、1条校との格差の問題等について意見交換を行った。

3. 委員会活動

(1) 総務委員会

委員会及び所管事業に関する会議等の開催状況・活動概要等は以下のとおりである。

①委員会等

<第5回(平成17年5月11日/ホテルルポール麹町)>

○定例総会等の提出議題について

○平成17年度活動計画等(担当小委員会の活動方針、課程別設置者別部会の活動計画)について

○福岡県西方沖地震の被害状況について

○30周年記念事業について

<第6回(平成17年5月30日/ホテルルポール麹町)>

○専修学校等振興議員連盟の総会等への対応について(要望事項の取りまとめ等)

○第53回定例総会・第101回理事会等への対応(運営)について

○学校教育法における専修学校及び各種学校の位置づけについて

○ブロック会議統一テーマ(自己点検・評価の推進)について

○税制改正要望及び新規予算等への対応について

<第7回(平成17年7月26日/アルカディア市ヶ谷)>

○文部科学省専修学校教育振興室からの「大学院入学資格」及び「高度専門士」の法令整備についての中間報告

○現行の教育制度と専修学校及び各種学校の1条校化について

<第8回（平成17年9月2日／ドーミィヴィラ伊豆山）>

全専協・総務運営委員会との合同会議として開催、以下の議題について協議。

○専修学校及び各種学校の1条校化に向けたポイントの整理（外的及び内的課題、法令等の検証）について

○所管調査（認可申請中の広報活動の実態、公立の職業能力開発施設の実態）の内容について

<第9回（平成17年10月5日／アルカディア市ヶ谷）>

全専協・総務運営委員会との合同会議として開催、以下の議題について協議。

○専修学校及び各種学校の1条校化にかかる運動のあり方について

○専修学校及び各種学校の1条校化にかかる文部科学省専修学校教育振興室との勉強会

○教育施設等におけるアスベスト使用実態と今後の対応について

<第10回（平成17年11月15日／アルカディア市ヶ谷）>

○専修学校及び各種学校の1条校化にかかる運動のあり方（方向性等）について

○平成18年度税制改正要望・予算要望等について

○所管調査等の結果（中間報告）について

<合同会議（平成17年12月9日／アルカディア市ヶ谷）>

財務委員会との合同会議を開催、以下の議題について協議。

○平成18年度活動費について

<第11回（平成18年1月16日／アルカディア市ヶ谷）>

○平成18年度運動方針原案について

○平成18年度事業計画原案について

○都道府県協会等代表者会議における専修学校及び各種学校の1条校化の方向性の議論等について

<第12回（平成18年2月6日／アルカディア市ヶ谷）>

○平成18年度事業計画案について

○平成18年度収支予算案について

○定例総会等の運営の分担について

②激甚法対応専門委員会

第5回総務委員会での協議結果を受けて、稲葉豊常任理事・兵庫県会長を委員長とする専門委員会を立ち上げ協議を行った。

<第1回専門委員会（平成17年5月30日／ホテルルポール麹町）>

激甚法の法律の内容を確認した上で、今後の活動のあり方について協議を行い、専修学校及び各種学校の1条校化をめぐる議論の行方を踏まえながら検討していくこととなった。

③委員会活動の概要

○専修学校及び各種学校の1条校化の運動にかかる検討

会長の諮問を受けて、「専修学校及び各種学校の1条校化の運動」のあり方について、その考え方や方向性等を検討した。検討の結果、格差の是正及び職業教育体系の構築等を運動の論拠とすること、また、第50回定例総会で承認された設置基準等の見直しを基本に学校種を考えることを委員会方針として取りまとめ、常任理事会での提案・審議、都道府県協会等代表者会議での報告・意見交換を実施した。

なお、最終的には、正副会長会議での審議の結果も踏まえ、各種学校が専修学校に移行することを前提に『専修学校を中心として学校教育法第1条に規定される「学校」とすること』との項目を、平成18年度の重点目標に盛り込むこととした。

○厚生労働省への対応

厚生労働省の協力要請を受け、「雇用創出企画会議」におけるヒアリング、「若年者に対する職業意識啓発のあり方に関する研究会」、及び独立行政法人雇用・能力開発機構の「市場化テスト企画書評価委員会」等への委員派遣を行った。

また、特に「日本版デュアルシステム」の対応について、「日本版デュアルシステムへの橋渡し講習」等にかかる説明会の開催、「日本版デュアルシステムコーディネート事業」の連絡協議会への職員派遣を行い、課題等の提起を行った。

○自己点検・評価の推進への対応

ブロック会議統一テーマとして「自己点検・評価の推進」を掲げ、全会議において取り組み事例の資料を配付し、自己点検・評価の必要性を説明した。

また、専協振の調査研究事業と連携して、全専修学校会員校の取り組み状況や具体的な項目・様式等を調査するとともに、取り組んでいない学校等に対して簡易様式を送付し、取り組み率の向上に努めた。

○広報活動の充実

30周年記念特別委員会・記念行事実施委員会と連携して、職業教育に対する社会的理解の促進、職業教育にかかる人的ネットワークの構築などを目的として、新たに「職業教育ネット」のホームページを立ち上げた。

また、平成17年9月発行以降の「広報全専各連」のPDF化により、全専各連ホームページからのダウンロードを可能とし、広く一般に本連合会の活動や専修学校等を取り巻く状況等を容易に収集できる体制を整備した。

○「専修学校の設置認可申請中の広報活動等の実態に関する調査」の実施

都道府県ごとに指導が行われている設置認可申請期間中の広報活動の状況、申請から認可までの期間、私立学校審議会の開催状況等を把握し、専修学校を新たに設置する際の影響を確認するために各都道府県協会等に対して実施。集計結果は最終報告としてまとめ、2月上旬に各都道府県協会等に送付した。

○「都道府県立の公共職業能力開発施設をめぐる実態等に関する調査」の実施

都道府県立の公共職業能力開発施設について、専修学校等との教育内容の重複の有無、新規高卒者の受け入れ状況、私立学校及び職業能力開発の担当部局

との協議の実施状況等を把握し、平成9年度当時の公共職業能力開発施設のあり方にかかる合意に基づき適切に取扱われているかを確認するために、各都道府県協会等に対して実施。集計結果は最終報告としてまとめ、2月上旬に各都道府県協会等に送付した。今後、厚生労働省と提起された問題点を協議する予定。

○平成18年度事業計画案の取りまとめ

課程別設置者別部会から提出された平成18年度運動方針案やブロック会議の決議事項等を検討し、本連合会の運動方針案を取りまとめるとともに、財務委員会とも調整のうえ事業活動を策定し、常任理事会に提案した。

○会議の運営

定例総会等の運営を協議し、進行を行った。

(2) 財務委員会

会として財務上の健全かつ適正な運営が図られるよう、以下のとおり会議を開催して、前年度の決算及び本年度予算の執行状況等の確認、来年度予算の編成等について協議を行った。また、都道府県協会における会費徴収の基準等に関する調査を行い、本連合会の会費のあり方について検討を行った。

<第4回(平成17年5月16日/全専各連事務局会議室)>

- 平成16年度収支決算報告について
- 平成17年度第1次補正予算案の編成について
- 都道府県協会の会費徴収の実態について

<第5回(平成17年6月1日/全専各連事務局会議室)>

- 平成16年度会計監査会への対応

<第6回(平成17年11月1日/全専各連事務局会議室)>

- 平成17年度仮決算報告について
- 新会計基準への移行について

<第7回(平成17年12月9日/アルカディア市ヶ谷)>

- 総務委員会合同会議(平成18年度活動費について)
- 課程別設置者別部会代表者合同会議(平成18年度協会運営費について)

<第8回(平成18年1月24日/全専各連事務局会議室)>

- 平成18年度収支予算原案について

(3) 組織委員会

会として迅速かつ円滑な組織運営が図られるよう、以下のとおり会議を開催して、組織の強化や活性化に資する事項、組織見直しに伴う会則改正に関する事項等について協議を行った。

特に「ブロック区分等の取扱い」、「分野別専門部会の退会・再入会等の取扱い」及び「会長候補者の選考手続」については、会則及び会則施行細則の一部改正案として取りまとめ、6月の定例総会・理事会に議案提出し、原案どおり承認された。なお、「名誉職の規定の取扱い」及び「全国専門学校青年懇話会の取扱い」については継続的に協議を行った。

また、財務委員会で調査した都道府県協会における会費徴収の基準等について確認を行い、組織と会費のあり方等を検討した。

<第2回(平成17年5月17日/ホテルルポール麹町)>

- 会則及び会則施行細則の一部改正案について

- 名誉職の規定の取扱いについて
- 全国専門学校青年懇話会の取扱いについて

<第3回（平成17年11月10日／アルカディア市ヶ谷）>

- 全国専門学校青年懇話会の取扱いについて
- 名誉職の規定の考え方について
- 都道府県協会の会費徴収の実態について

<第4回（平成18年1月19日／ホテルルポール麹町）>

- 常任理事会（平成17年11月24日）への提案事項ならびに審議結果の報告
- 全国専門学校青年懇話会の所管に関する規則について
- 名誉職の規定の見直しの方向性について
- 現行の会費徴収の方法等について

（4）30周年記念特別委員会

30周年記念事業を実施するため以下の内容で委員会を開催した。

<第4回式典・祝賀会合同委員会（平成17年5月9日／アルカディア市ヶ谷）>

- 記念式典・祝賀会の概要
- 招待予定者
- 記念品の検討

<第4回記念誌編纂委員会（平成17年5月10日／検定試験センター）>

- 編集方針について（タイトル・目次・巻頭企画・掲載項目・内容案）
- デザイン案

<第3回30周年記念特別委員会（平成17年5月24日／アルカディア市ヶ谷）>

- 専修学校制度制定30周年記念事業の概要
- 各実施委員会の経過報告

<第2回委員長会議（平成17年6月23日／アルカディア市ヶ谷）>

- 式典・祝賀会の出欠状況、次第・進行の確認等
- 記念誌作成の進行状況
- 「職業教育ネット」開設の進行状況

<第5回記念誌編纂委員会（平成17年6月29日／検定試験センター）>

- 制作の進行状況
- デザイン案（表紙・本文）

<第4回30周年記念特別委員会（平成17年7月10日／アルカディア市ヶ谷）>

- 記念式典・祝賀会の進行、出席者、役割分担
- 当日のスケジュール

<第6回記念誌編纂委員会（平成17年9月9日／事務局会議室）>

- 内容確認

<第7回記念誌編纂委員会（平成17年12月1日／事務局会議室）>

- 内容確認
- 部数、配布先、配布時期について

4. 「職業教育の日」の推進

平成15年6月の定例総会・理事会で承認を受けた『7月11日 職業教育の日』制定にかかる事業の推進について、平成16年度に引き続き「職業教育の日」実行委員会を中心として活動を行った。特に、平成17年度は、『専修学校制度制定30周年』記念事業と合わせた計画・立案を都道府県協会等と呼びかけ、その支援策として寄附金を支出した。

(1) 「職業教育の日」実行委員会の開催

総務委員会と全専協の総務運営委員会の両委員会をもとに設置した「職業教育の日」実行委員会において、次のとおり協議を行った。

<第3回(平成17年11月28日/全専各連事務局会議室)>

- 平成17年度『7月11日 職業教育の日』並びに『専修学校制度制定30周年』記念事業にかかる寄附金の申請書等の審査
- 平成18年度『7月11日 職業教育の日』普及啓発にかかる制作物についての検討

<第4回(平成18年1月17日/全専各連事務局会議室)>

- 平成17年度『7月11日 職業教育の日』並びに『専修学校制度制定30周年』記念事業にかかる寄附金の申請書等の審査
- 平成18年度『7月11日 職業教育の日』記念事業に係る寄附金の支出要綱の策定

(2) 『7月11日 職業教育の日』推進のための広報活動

前年度に引き続き『7月11日 職業教育の日』を全国的に普及させるためのプロモーショングッズとしてトートバックを製作し、都道府県協会等の必要部数を調査の上、30道府県に対して配布した。また、東京都で開催された「専門学校新聞社主催専修学校制度30周年記念展」及び鳥取県で開催された「第17回全国生涯学習フェスティバル」においても、トートバックの配布等を通して一般への普及を図った。

(3) 都道府県『7月11日 職業教育の日』並びに『専修学校制度制定30周年』記念事業に対する寄附金の支出

実行委員会において「平成17年度『7月11日 職業教育の日』記念事業にかかる寄附金支出要綱」を策定し、都道府県協会等に対して全国的な記念事業の実施を呼びかけた。特に平成17年度は『専修学校制度制定30周年』記念事業推進にかかる寄附金の支給に関する通知と合わせて送付した。

また、実行委員会は、30周年記念特別委員会の要請を受け、都道府県協会等から提出された申請書をもとに両記念事業の内容等の審査を行い、採択された事業に対して要綱にしたがって寄附金を支出した。1都道府県あたりの寄附金は、『7月11日 職業教育の日』記念事業にかかる寄附金(事業経費全体の1/2、上限20万円)と『専修学校制度制定30周年』記念事業にかかる寄附金(事業経費全体、上限20万円)を合わせた額とし、事業経費全体が40万円以内の場合は総額を支給した。

なお、平成17年度は全36都道府県に寄附金を支出した。

5. 留学生受け入れの推進

全専協と連携して、本連合会が独立行政法人日本学生支援機構、(財)日本語教育振興協会、東京都専修学校各種学校協会とともに主催団体となって「日本留学フェア(韓国会場)」を9月2日(釜山)、4日(ソウル)で開催した。また、「日本留学フェア(台湾会場)」は東京都専修学校各種学校協会と共催で7月29日(高雄)、31日(台北)で開催した。

6. 課程別設置者別部会活動報告

(1) 全国学校法人立専門学校協会

① 会議の開催

○ 定例総会・理事会

- ・ 決算総会・理事会(平成17年6月9日/東京都・アルカディア市ヶ谷)
平成16年度事業報告、平成16年度収支決算報告、会則施行細則の一部改正
- ・ 予算総会・理事会(平成18年2月23日/東京都・アルカディア市ヶ谷)
平成18年度事業計画案、平成18年度収支予算案

○ 常任理事会

- ・ 第1回常任理事会(平成17年6月9日/東京都・アルカディア市ヶ谷)
平成16年度事業報告、平成16年度収支決算報告、会則施行細則の一部改正、理事会及び総会の運営事項
- ・ 第2回常任理事会(平成17年12月15日/東京都・ホテルルポール麹町)
専修学校各種学校の1条校化にかかる全専協としての基本的な考え方、平成18年度運動方針
- ・ 第3回常任理事会(平成18年2月23日/東京都・アルカディア市ヶ谷)
平成18年度事業計画案、平成18年度収支予算案

② 委員会活動

○ 総務運営委員会

全専各連の総務委員会と連携して、専門学校の1条校化にかかる方向性の検討、自己点検・評価の推進方策の検討、厚労省諸事業等への対応、専門学校の広報活動の検討、総会の運営等を行うとともに、平成18年度の運動方針案の取りまとめを行った。

○ 財務委員会

予算執行状況を確認して健全な財務運営を図った。また、平成18年度収支予算案の原案の編成を行った。

○ 留学生委員会

独立行政法人日本学生支援機構主催の「外国人学生のための進学説明会(横浜・大阪)」で専門学校留学に関する情報提供を行うとともに、全専各連と東京都専各協会及び独立行政法人日本学生支援機構、(財)日本語教育振興協会と共催した「日本留学フェア(韓国会場)」、全専各連と東京都専各協会の共催による「日本留学フェア(台湾会場)」に参加した。また、専教振と共催で

「専門学校留学生担当者研修会（東京・大阪）」を実施した。

③『7月11日 職業教育の日』の推進

全専各連と連携して「職業教育の日」実行委員会を組織して、普及啓発活動及び都道府県における記念事業の推進に向けた活動を行った。

④研修事業等

○「高度専門士」並びに「大学院入学資格」の付与に関する制度説明会

平成17年9月7日／大阪府・ヒルトンプラザウエスト・オフィスタワー

平成17年9月8日／東京都・グランドアーク半蔵門

テーマ及び講師

「高度専門士について」

澤川和宏 文部科学省専修学校教育振興室長 他

「大学院入学資格について」

児玉大輔 文部科学省高等教育局大学振興課法規係長

○専門学校留学生担当者研修会（専教振と共催）

平成18年1月31日／大阪府・天満研修センター

平成18年2月 3日／東京都・グランドアーク半蔵門

テーマ及び講師

「専門学校留学生の出入国管理の現状及び諸施策について」

松迫耕始 法務省大阪入国管理局留学・就学審査部門首席審査官

（大阪会場）

志々岐剛 法務省東京入国管理局留学・就学審査部門首席審査官

（東京会場）

「専門学校留学生受け入れの事例発表」

津川龍一 上田安子服飾専門学校学生管理課（大阪会場）

町島佳幸 日本電子専門学校国際交流室（東京会場）

○自己点検・評価研修会（専教振と共催）

平成18年1月31日／大阪府・天満研修センター

平成18年2月 3日／東京都・ホテルグランドアーク半蔵門

テーマ及び講師

「専門学校における自己点検・評価の事例発表」

瀬下享 熊本電子ビジネス専門学校長（大阪会場）

内本康雄 広島工業大学専門学校総務部長（大阪会場）

杉山誠一 （社）静岡県専修学校各種学校教育振興会

自己点検・評価委員長（大阪・東京会場）

木村強一 宮城理容美容専門学校長（東京会場）

掛川康晴 中央情報経理専門学校副校長（東京会場）

○管理者研修会（専教振と共催）

平成18年2月10日／大阪府・大阪東急ホテル

テーマ及び講師

「規制改革・民間開放の考え方と取組みについて」

岩佐哲也 内閣府規制改革・民間開放推進室企画官

「最近の専門学校を取り巻く情勢について」

澤川和宏 文部科学省生涯学習政策局専修学校教育振興室長

○文部科学省・厚生労働省「専修学校関係予算等に関する説明会」

平成18年3月7日／東京都・ホテルルポール麹町

テーマ及び講師

「厚生労働省 平成18年度関係予算説明」

三野誠登 厚生労働省職業能力開発局能力開発課長補佐 他

「文部科学省 平成18年度関係予算説明」

澤川和宏 文部科学省生涯学習政策局専修学校教育振興室長 他

⑤ 広報活動

○会報第12号の制作及び配布

○「専門士・大学編入学」パンフレットの改訂及び配布

○第17回全国生涯学習フェスティバル（鳥取県）への協力

⑥ 調査研究活動

○「専門学校における自己点検・評価に関する調査研究」への協力

専教振と連携して自己点検・評価の実施状況に関する調査・集計・分析を行い、その調査結果を、実施校の事例集等と合わせて報告書として印刷し、会員校に配布して啓発に努めた。

○「大学における専門学校卒業生の大学編入学の実態調査」の実施

専門学校に対する格差にもあげられていた専門学校卒業生の大学への編入学の実態を探るため、回答が寄せられた調査票をもとに平成16年度中の実績及び平成17年度中の予定を集計した。

○「専門学校留学生受け入れ実態に関する調査」の実施

平成17年度における留学生受け入れ実態に関する調査を実施し、課題を整理分析し、関係省庁・機関への要望や、海外の留学希望者に対する情報提供活動を実施するための資料として活用した。

(2) 全国高等専修学校協会

① 文部科学省との勉強会

平成17年5月に、文部科学省専修学校教育振興室と勉強会を行い高等専修学校が現在抱えている諸問題について意見交換を行った。

② 全国高等専修学校体育大会の開催

・第15回全国高等専修学校体育大会夏季大会

平成17年7月27～29日／山梨・富士北麓公園、河口湖町民体育館

・第15回全国高等専修学校体育大会冬季駅伝競走大会

平成17年12月4日／東京・国営昭和記念公園

③ 研修会の開催

・文部科学省による研修会（定例総会終了後）

日 程：平成17年6月15日

会 場：アルカディア市ヶ谷
講 師：澤川和宏 文部科学省専修学校教育振興室長

・「カウンセリング講習会」基礎編

日 程：平成17年11月3～4日

会 場：グラウンドアーク半蔵門

講 師：伊藤美奈子 慶應義塾大学教授・臨床心理士

④「大学・短期大学の推薦入試及び AO 入試に対する高等専修学校対応状況再調査」の実施

平成14年度に実施した標記のアンケート調査について、最新の状況を把握するために、平成17年7月に全国の大学・短期大学1,162校に対して実施。回答校数は755校（回収率65.0%）。平成18年1月に報告書を取りまとめ、全国の大学・短期大学、会員校に送付。

⑤会員校の団結と協力についての研究と活動（メールマガジンの発行）

会員校の情報の共有化を図るため、平成17年10月より不定期で発行。

⑥独立行政法人日本スポーツ振興センターの行う学校安全・災害共済給付への早期加入の実現

・文部科学省専修学校教育振興室との勉強会等

⑦広報活動

・全国高等専修学校協会ホームページを開設（平成18年3月）

・広報誌「ニュース高等専修」発行

⑧全国高等専修学校協会生徒表彰の実施

学業やスポーツ大会等で優秀な成績を収めた生徒達を評価し、奨励を目的として17年度より実施。

（3）全国個人立専修学校協会

①会議の開催

（1）定例総会

＜第9回定例総会＞6月14日、東京・自由民主党本部

・平成16年度事業報告、・平成16年度収支決算報告、・平成17年度事業計画案、・平成17年度収支予算案

（2）理事会

＜第29回理事会＞4月22日、東京・アルカディア市ヶ谷

・第9回定例総会への対応、・平成17年度事業計画案への対応

＜第30回理事会＞5月31日、東京・衆議院第一議員会館

・第9回定例総会への対応、・「諸問題に関する質疑応答」への対応、・議員連盟総会への対応

＜第31回理事会＞12月1日、東京・アルカディア市ヶ谷

澤川和宏文部科学省専修学校教育振興室長が、平成18年度税制改正要望となっている「専修学校等に係る勤労学生控除の対象範囲の拡大」について資料をもとに説明を行った。

<第32回理事会> 1月24日、東京・アルカディア市ヶ谷

・平成18年度事業計画案、・平成18年度収支予算案、・平成18年度事業中間報告

②研修会の開催

6月14日、東京・自由民主党本部にて定例総会後に、以下のテーマで「個人立専修学校の諸問題に関する質疑応答」を行った。

- ・「個人立専修学校の勤労学生控除の対象となる専修学校の設置者への追加」に関する運動方法について
- ・「個人立専修学校の学校承継に係る生前の設置者変更認可」に関する施策の推進について

③アンケート調査の実施

<学校法人化に関する調査>

第1回6月10日、第2回7月6日（6月10日付けの調査で回答のなかった学校に対し再度調査を依頼）

<勤労学生控除に関する調査>

- ・9月14日（設置者対象）、・10月28日（学生対象）

④個人立専修学校の振興を考える議員連盟への対応

<役員会への陪席> 5月31日、東京・衆議院第二議員会館会議室

<総会への陪席> 6月14日、東京・自由民主党本部

(4) 全国各種学校協会

[会議等]

①第1回理事会・第1回専門委員会合同会議

・平成17年6月22日／東京・アルカディア市ヶ谷

1. 平成16年度事業報告、2. 平成16年度収支決算報告、3. 平成17年度事業計画案、4. 平成17年度収支予算案、5. 総会運営担当者の選任、6. その他

②第7回定例総会

・平成17年6月22日／東京・アルカディア市ヶ谷

1. 平成16年度事業報告、2. 平成16年度収支決算報告、3. 平成17年度事業計画案、4. 平成17年度収支予算案

③第2回専門委員会

・平成17年8月29日／東京・アルカディア市ヶ谷

1. 平成17年度事業計画（運動方針）について、2. その他

④第2回理事会・第3回専門委員会合同会議

・平成17年12月12日／東京・アルカディア市ヶ谷

1. 平成18年度事業計画（案）、2. 平成18年度収支予算（案）
3. 報告・個人立専修学校等を勤労学生控除の適用対象とするに当たっての考え方
4. 講演「専修学校・各種学校への一考察」

大阪大学大学院 経済学研究科 博士後期課程 吉田 恵子

5. 質疑応答・意見交換

[調査研究]

平成17年12月、教育バウチャー制度に関する研究委託の成果として、報告書「専修学校・各種学校への一考察」（編著：大阪大学大学院経済学研究科博士後期課程 吉田恵子）を刊行、会員校、都道府県協会等へ配布。

同誌は、ホームページ「職業教育ネット」内の「研究・成功事例データベース」にも登録・掲載。（http://www.shokugyoukyouiku.net/sk/sen_pdf/yoshida0512.pdf）

7. 分野別専門部会活動報告

(1) 全国工業専門学校協会

①電卓・ポケコン技能検定

・第32回 平成17年6月26日に全国15会場で実施。

受験者数：926名

プログラム級219名、1級25名、2級611名、3級71名

・第33回 平成17年11月27日に全国7会場で実施。

受験者数：165名

プログラム級18名、1級9名、2級93名、3級45名

②第27回定例総会

平成17年7月15日に東京・アルカディア市ヶ谷において開催。検定事業の改革等について検討した。

③全国専門学校工業教育連絡協議会（仮称）

全国専門学校建築教育連絡協議会、全国専門学校電気工事教育連絡協議会、全国専門学校土木教育連絡協議会、全国専門学校管工事教育連絡協議会は、概ね前年どおり活動した。

(2) 全国語学ビジネス観光教育協会

例年どおり文部科学省・国土交通省後援の「第17回観光英語検定試験（1級1次・2級・3級）」を平成17年10月30日に、1級2次を同年12月11日に実施した。応募者総数は7,638名。本協会の恒例行事としては、平成17年6月28日に名古屋で第23回定例総会及び第36回教員研修会を実施。平成17年12月5日には、全国から14名の出場者を得て、東京・豊島公会堂を会場として第23回全国専門学校英語スピーチコンテストを開催した。

(3) 全国服飾学校協会

①ブロック研修会

全国7ブロックにおいて、次の内容の研修会を実施した。

a. 北海道／名古屋／広島

「パターンメイキング技術研修会」

b. 仙台／東京

「いま問われる『創』の力」

「ファッションビジネスにおける色彩とこれからの色彩教育について」

c. 大阪

「パリコレからLOHASへ」

「ファッションビジネスにおける色彩とこれからの色彩教育について」

「パターンメイキングについて」

d. 福岡

「ここからデザインを愛すること」

「V.M.D.とは」

②編物部門研修会

編物部門において、次の内容の研修会を実施した。

「ハイテクニット時代に於ける家庭機の存在」

福島県ニット新作展示発表会の展示見学

③和裁部門研修会

和裁部門の今年度の研修はスケジュールの関係上、来年度の実施に見送った。

④「繊維ファッション産学交流会議」

繊維業界、アパレル業界、リテール（流通）業界、及びファッション教育団体の13団体で設立している繊維ファッション産学協議会は、21世紀のファッション産業界を担う人材を育成することを目的として、東京で人材育成に関する研究・討議・交流のための会議を行った。

テーマ「産学連携で育むクリエイティブ・アビリティー」

基調講演「いま、求められるクリエイションとは……」

産学シンポジウム「デザインとファッション・ビジネス」

⑤全国服飾学校「ファッション画コンクール」開催

⑥「ファッションクリエイター新人賞国際コンクール」開催（東京／パリ）

（4）特定非営利活動法人全国美術デザイン専門学校教育振興会

①第17回全日本高校デザイン・イラスト展の開催（後援：文部科学省・経済産業省、後援団体：全国高等学校長会・日本私立中学高等学校連合会・社団法人全国高等学校文化連盟・全専各連）

創造力のある人材が強く求められる今日、この展覧会は、創造的人材教育及びその育成の一助となるべく、デザイン・イラストレーション等を創造・制作し、発表する喜びを通して、最も感性豊かな年代である高校生の創造力や表現力を啓発することを目的としている。

応募作品数は3,754点。展覧会は平成17年10月8日から中国・四国・九州地区展を始めとして平成18年2月12日の沖縄地区展まで全国6地区で開催された。10月9日に岡山コンベンションセンターで開かれた表彰式及び懇親会には、全国から受賞者や指導にあたった先生、来賓が出席し盛会であった。

②メンバーズブックの刊行、ホームページ

ADEC会員校を紹介するハンドブックを8,000部作成。

また、ADECホームページ（<http://www.adec.gr.jp>）も引き続き公開しており、会

員校、諸活動の公開に努めている。

③研修委員会

第1回教員研修会を平成17年8月18日・8月19日、東京・九段会館において開催した。

今回は「Color Master Basic の読み方と指導方針」をテーマに、財団法人日本色彩研究所の協力を得て、色彩士検定の会場等関係者にも参加を呼びかけた。参加者は30名。色彩士検定関係者や合格者の「色彩教育」に対する関心は年々高まっている。

④事業委員会

色彩士検定の実施

第18回色彩士検定試験 平成17年9月11日 1級実技・3級

第19回色彩士検定試験 平成18年1月22日 1級理論・2級・3級

平成17年度からは、3月に刊行した「Color Master Basic」を、色彩士検定3級対応テキストとして、カリキュラム立案や問題作成等に使用。

⑤その他

全日本高校デザイン・イラスト展奨学金制度を利用した入学者は3名。今後も受賞者がADEC会員校に進学する場合は学費に対する補助を受けることができる。（総理大臣賞受賞者…奨学金50万）

（5）全国予備学校協議会

①総会・理事会・ブロック会・委員会等各会合の開催

②大学入試センター試験説明協議会への参加

平成17年7月4日～7月19日 全国7会場

③予備学校の教育と経営の充実向上を図るための対応

個人情報保護法に伴う合格者数表示基準について
学校教材の著作権の取り扱いについて

④広報活動

ホームページ運営にともなうPR活動

⑤社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士国家試験運営協力

（6）全国専門学校情報教育協会

_本会とインターネット教育協議会（VIC）の合併について

本会は、平成17年4月1日付でインターネット教育協議会（VIC）と合併し、相互のメリットを生かしながら、研修・調査等の協会活動を充実させていくこととした（全国専門学校情報教育協会として存続）。

本会とVICはこれまでも多くの事業で協力関係を結び事業を展開してきたこと、本会のIT系事業の強化につながること、並びに本会会員の増加となることから、6月の定例総会において全会一致で承認され、本会で従来から行ってきた事業に加え、高等学校の教員向け研修、企業や自治体等との連携事業等、VICの良い資産を引き継ぐことで本会活動の強化を図ることとした。

②情報モラルプレテストの実施

情報モラルを学生に正しく理解させるとともに、学生の創造した作品等に対する権利保護、あるいは著作物を教育上利用するにあたっての注意事項、肖像権の取り扱い、ネチケットや名誉毀損等の諸問題について、試験に取り組みながら学ぶことができる新たな仕組みを本会において開発、平成17年9月～12月にかけてプレテストを実施した。協力校数125校、受験者総数25,511名。また、実施アンケートへの協力教職員数は739名に上り、このうち「情報モラルの適正をはかるテストが有意義である」とする回答は692名(93.6%)と、情報モラル教育に対する重要性と関心の高まりを感じさせる結果となった。

③教員研修会／セミナーの実施

年度当初に会員校を対象とした研修ニーズ調査を実施。この結果を踏まえ研修委員会にて内容を検討、以下の研修会を実施した。特に本年度は、専門学校の広報ブランディング、ブログ等を活用した学生獲得マーケティング等の学校広報系の研修をはじめ、キャリアデザイン、授業評価・学生アンケート等の効果的活用法等の学生指導系、そして、旧VIC運営委員の企画による、NET(ドットネット)テクノロジー、UML(Unified Modeling Language)といったIT系技術研修等、幅広い内容で企画・実施した。

○学生の「やる気」を引き起こす授業とカリキュラム構築

平成17年8月10日～12日／幕張セミナーハウス／参加者10名

○NETの未来がわかる！ NET環境でのWebアプリケーション構築

平成17年10月20日～21日／日本電子生涯学習センター／参加者20名

○就職指導に役立つ！ キャリアデザイン指導

平成17年10月28日～29日／東京工科専門学校東中野校舎／参加者17名

○個人情報保護の規定や取り決めを整備・推進するための事例発表

平成17年11月11日～12日／日本工学院専門学校／参加者13名

○授業評価・教員評価・学生アンケートの効果的な活用法

平成17年11月18日／東京工科専門学校東中野校舎／参加者61名

○効果的な学生獲得マーケティングについて

平成17年12月9日／日本電子専門学校メディアホール／参加者102名

○なぜいま「専門学校ブランド」なのか

平成17年12月16日／トラベルジャーナル旅行専門学校／参加者40名

○INVI TE特別セミナー2005(全国5会場で開催)

(大阪)平成17年12月9日／上田安子服飾専門学校／参加者31名

(横浜)平成17年12月14日／横浜市開港記念館／参加者40名

(名古屋)平成17年12月15日／名古屋工学院専門学校／参加者42名

(高松)平成17年12月21日／専門学校穴吹デザインカレッジ／参加者24名

(仙台)平成17年12月22日／東北電子専門学校／参加者20名

○ゲーム技術者キャリアアップ教育プログラム検討会

平成17年12月20日／コンピュータ日本学院専門学校新大阪校／参加者20名

○起業家育成の指導法

平成17年12月27日／アルカディア市ヶ谷／参加者25名

○今後の広告・グラフィック業界に必要な人材能力に関する説明会

平成18年2月6日／アルカディア市ヶ谷／参加者30名

○ネットワークゲーム技術指導者研修会

平成18年2月6日／コンピュータ日本学院専門学校新大阪校／参加者20名

○3DCG技術指導者研修会

平成18年2月7日／コンピュータ日本学院専門学校新大阪校／参加者19名

○旅行業の業界動向と今後求められる人材に関する説明会

平成18年2月8日／中野サンプラザ／参加者18名

○企画立案の指導方法とビジネスプラン事例の説明

平成18年2月10日／日本電子専門学校／参加者9名

○UMLによるオブジェクト指向分析・設計演習

平成18年2月17日～18日／コンピュータ日本学院専門学校新大阪校／参加者20名

○MS-V i s i oを使った効果的なプレゼンテーション演習

平成18年2月24日～25日／日本電子専門学校／参加者9名

*なお、研修会自己点検・評価の一環として、各研修会実施後に受講者アンケートを実施、全ての結果は情報協会ホームページ上で公開した。

④協会ホームページにて加盟校学校案内パンフレット請求サービス等を実施

情報協会ホームページ (<http://www.invite.gr.jp/>)にて加盟校資料請求サービスを引き続き実施した。会員校に対する無料サービスの一環で、協会ホームページ来訪者が、希望する会員校の学校案内パンフレットを一括請求できるシステム。

なお、本会ホームページを利用した各種PR活動も実施した。研修会や委員会活動報告、会員校イベント情報をはじめ、賛助会員企業や各種教育関連団体等から寄せられた情報のタイムリーな発信に努めており、年間トピックス掲載数は120件に上った。また、平成18年1月には、トップページへのアクセスが平成9年の開設以来40万回を突破した。

また、賛助会員（企業会員等）のイベント情報、新製品情報等をホームページバナーによって専修学校関係者に告知するサービスも実施した。

⑤情報教育に関する調査・研究事業

平成17年5月中旬に「会員校実勢調査」を行った。文部科学省が毎年5月に行っている学校基本調査を簡略化した内容で調査を実施、それを集計することによって本会会員校の実勢を全国レベルの調査と比較し、当会のポテンシャル（潜在能力）を測る資料とすることを目的とした。回答数は144校中82校（56.9%）、本調査での学生総数は43,022名という結果であった。

12月中旬には「第三者評価と情報公開」についての調査を実施した。会員校135校中58校、66名から回答があった。このうち、学内に自己点検・評価担当機関を設置しているという回答は66.2%、第三者機関による点検・評価を導入中、または導入を検討しているという回答は57.1%であった。

⑥第14回全国専門学校ロボット競技会の開催

平成17年12月17日、18日に東京都・工学院大学専門学校アトリウムを会

場として開催。大会テーマは『スチールファイト』。主催は全国専門学校情報教育協会・専教振、後援は文部科学省・経済産業省、協力として読売新聞社・日本経済新聞社・テレビ東京・日経BP社。参加校14校（67チーム）。来場者数3,000名。昨年に引き続き、運営上欠かすことのできない音響、映像の分野でも専門学校生が多数活躍し、大会を盛り上げた。なお、来年度より2足歩行ロボットの種目を設置することが決定しており、今年度大会では教員によるデモンストレーション競技が行われた。

⑦専修学校フォーラム2005の開催

平成18年2月27日、28日に東京都・中野サンプラザを会場として開催。後援は経済産業省、協力として専教振・全専各連・全国学校法人立専門学校協会。当初160名定員で募集開始したが、多数の参加希望者があったため急遽定員を拡大、最終参加人数は231名と過去最大となった。テーマは『挑戦!!!』～大学全入元年 専門学校の勝ち残り!～。諸外国の教育システム・職業教育・教員養成についての情報、学生募集・広報マーケティング、勝ち残りをかけた学校運営、教育コンテンツ情報、産業界の最新動向、そして文部科学省委託事業成果発表等、専修学校関係者に有益な各種情報を広く紹介した。

(7) 全国経理教育協会

①第59回通常総会

平成17年5月26日に東京・都市センターホテルにて開催。平成16年度事業報告・収支決算等の審議が行われた。

②平成17年度夏季研修会

平成17年7月27日から28日まで、栃木県那須高原及び日光で開催した。参加者は役員を含めて102名であった。

③第29回教職員研修会

平成17年8月3日から3日間にわたり東京・ホテルベルクラシック東京にて開催。全国から71校、71名の参加者を得て、『キャリアカウンセリング』をテーマにとりあげ、グループ討議、事例発表等実習中心に研修会を実施した。

④全国簿記電卓競技大会

平成17年9月4日に東京・都市センターホテルにおいて開催。高等学校の参加が増加し、総勢234名の選手による熱戦が繰り広げられた。

⑤検定試験

簿記能力検定試験を含め8検定を実施中である。6月から実施するIT活用能力検定試験の説明会を各地方会で開催。

(8) 全国珠算学校連盟

①第25回全日本珠算技能競技大会

平成17年7月29日～30日 愛知・名鉄犬山ホテル

②“愛・地球博”協賛「そろばんフェスティバル in NAGOYA」

平成17年8月15日～17日 愛知・笹島サテライトスタジオ

③第35回全国珠算学校集合研修会

平成17年8月18日～19日 愛知・名鉄犬山ホテル

(9) 全国専門学校日本語教育協会

①年次総会及び臨時総会の開催

年次総会及び臨時総会として下記とおり実施した。

1. 年次定例総会 6月2日 東京文化学園・国際会議場

議案：①総務委員会、教育研究委員会、学生対策委員会、国際交流委員会の各委員の事業報告と事業計画の決議、②決算と予算案の承認、③役員改選、④新規加盟校の承認、⑤今後の専門学校の日本語教育の運営における意見交換

2. 臨時総会 12月16日 東京文化学園・国際会議場

議案：①新役員の承認、②専門学校における留学生定員についての協会の指針の策定、③FTA対応のフィリピン看護師の受け入れ研究事業について

②国際交流委員会・学生対策委員会共同実施事業

日本留学フェア（ベトナム）の参加及び現地日本語教育機関との交流

全専各連と全専日協として日本学生支援機構主催の日本留学フェア（ベトナム）に参加し、同地の教育機関の視察・交流を実施した。

日程：11月27日 ベトナム ハノイ、11月30日 ベトナム ホーチミン

視察訪問校：ホーチミン社会科学人文大学、トンズー日本語学校

③教育研究委員会実施事業

第18回 全国専門学校日本語学習外国人留学生日本語弁論大会の開催

日程：平成18年1月27日、場所：大阪科学技術館大ホール、参加：会員校17校

8. その他

(1) 第60回全国私立学校審議会連合会総会での決議報告について

10月20日から21日、山口県山口市ホテルかめ福を会場に、全国私立学校審議会連合会第60回総会が、全国から約200名の参加者を得て開催された。

開会の辞、全審連会長あいさつ、開催地の私学審議会会長あいさつに続き、平成16年度事業報告、平成17年度事業計画等について報告・協議が行われ、承認された。引き続き、専門部会となり、第1専門部会（専修学校・各種学校関係）は藏岡武史部会長、加屋野智美副部会長が進行、助言者に岡本比呂志先生、川越宏樹先生を迎え、各協議事項について審議された。協議結果は以下のとおり。

1. 他県で認可された学校法人による専修学校の認可設置について

他都道府県で認可された学校法人が、自都道府県内に専修学校を設立しようとする場合の対応状況について聴取した。

学校法人の設立を指導したいという提案理由であったが、規制緩和の時代にあつては、規制強化につながるとの意見もあり、実際、内規等で学校法人の設立を専修学校の設置の要件としている事例はなかった。

今後の対応としては、他都道府県で認可された学校法人であっても、当該都道府県と

の連携を深め、当該学校法人の財務状況等情報交換を進め、場合によっては当該学校法人を指導強化する必要があるという意見も出された。

2. 専修学校及び各種学校の認可に当たっての校地及び校舎等の民間等からの借用事案の取扱いについて

平成16年6月21日付16文科第197号文部科学省通知によると、「専修学校又は各種学校の校地及び校舎等については、原則として自己所有とすることが望ましいが、借地権又は賃借権の設定登記や借用契約等により長期間にわたり使用できる保障がある場合など、認可権者において学校経営の安定性、継続性が担保できると認めるときは、自己所有を求める必要がなく、弾力的な運用を望む」とされており、各都道府県における対応状況について聴取した。

これまでの事例として、校地2分の1以上の自己所有であればそれ以外は借地でも認可している、又は20年以上の長期借用契約があれば認可している等の事例が報告された。

今後の対応としては、自己所有を原則とした上で、借用について全国的な統一基準を設けることは地域的な事情もあり困難なので、基準の緩和と学校経営における継続性の保障を各県において必要に応じ検討し、弾力的に運用をすべきであるという意見も出された。

【各専門部会共通】

1. 構造改革特区の私立学校と私立学校審議会との関与の在り方について

全国的に構造改革特区を活用した私立学校の設置事例が増えつつある中、特区で認められた緩和内容については、審議会で実質的な審査を行わないという事例が報告された。

現行制度では株式会社立であれば、認可権者が特区申請をした地方公共団体になるため、県の私立学校審議会を経ないケースも生じているが、特区であっても学校認可のルールに従って私立学校審議会において報告聴取の対象となるべきであるという意見も出された。

また、専修学校においては、校地・校舎の自己所有については特区でなくても既に認められるケースもあり、むやみに特区において出すべきでなく、特区申請の理由（自己所有を要しないこと）について検討する必要がある、通常の申請を行い、私立学校審議会において審議され、認可されるべきであるという意見も出された。

特区を活用した学校設立については、私立学校審議会がどのように関わるべきであるか、今後十分に研究し、整理すべきであるという意見も出された。

(2) 第17回生涯学習フェスティバルへの参加

平成17年10月9日から15日までの7日間にわたり、第17回全国生涯学習フェスティバル「まなびピア鳥取2003」が鳥取県・県立布勢総合運動公園県民体育館他を中心に開催された。テーマは「夢砂丘 学びのオアシス さがそうよ」。主催は第17回生涯学習フェスティバル実行委員会。本連合会も専教振・全国学校法人立専門学校協会・全国各種学校協会とともに県民体育館で開催された生涯学習見本市に例年同様ブースを設営、専修学校制度とJ検・B検の紹介、「職業教育の日」の広報活動等を行った。

14日は県民文化会館にて文部科学省主催の専修学校教育研究協議会が開催され、基

調講演の後、専修学校関係者、中高の進路指導担当者及び都道府県の担当者による研究討議が行われた。同日、同会館には文科省による「専修学校教育体験コーナー」が設置され、鳥取県協会加盟の10校が様々な催しを繰り広げた。主会場への来場者数は約11万9千人。次回は平成18年10月5日から10月9日まで、茨城県で開催される予定。

第2号議案 平成17年度収支決算報告

一般①

一般②

特別会計

正味財產

貸借対照

計算書類注記

財産目録①

財産目録②

監查報告

第3号議案 平成18年度第1次補正予算案

一般①

一般②

第4号議案 会則の一部改正

以下の会則及び会則施行細則の一部改正について審議願いたい。（別紙資料参照）

- ・ 名誉職にかかる会則及び会則施行細則の一部改正
- ・ 総会の開催数及び理事会の運営にかかる会則の一部改正

第5号議案 役員改選

任期満了にともない、平成18年度及び平成19年度の下記の件につき選任を願いたい。

- ・会長の選任
- ・監事の選任

(会則第15条第1項、第5項、会則第19条第2項第3号)

平成18年度事業計画（抄）

○運動方針 重点目標

1. 職業教育体系の構築に向けた専修学校及び各種学校の根本的な法整備の実現

- ① 我が国の教育のあり方の根幹にかかわる教育基本法の改正に向けた議論に積極的に対応し、職業教育並びに職業教育を担う専修学校及び各種学校の重要性を理念として盛り込むことを求める
- ② 専修学校及び各種学校を中核とする職業教育体系を構築し、現行制度における他の学校種との格差を解消するために、専修学校を中心として学校教育法第1条に規定される「学校」とすることを求め、具体的な要望活動を展開する

2. 専修学校及び各種学校の一層の地位向上に向けた制度改革等の推進

- ① 社会的理解を促進するために、課程別独自の設置基準の制定をはじめとする制度改革の実現を求める
- ② 「職業教育の日」を通じて職業教育を行う専修学校及び各種学校の役割等を広く国民に訴える

3. 専修学校及び各種学校と他の学校種との格差の是正

- ① 学生生徒及び学校をめぐる制度的格差の早期是正を求める
- ② 国による経常費助成の実現、施設設備整備助成の拡充を求める
- ③ 地方交付税を活用した地方自治体による助成措置の拡充を求める
- ④ 税制における減免措置の対象範囲を拡大するとともに課税範囲拡大を阻止する
- ⑤ 文部科学省の教育バウチャーに関する研究会の動向を注視しながら、学校種や公私の別にかかわらず学習者に公平に助成を行う「教育バウチャー制度」を研究する

4. 職業教育に対する対外的な啓発活動の推進

- ① 専修学校及び各種学校の個性・特色にあふれた職業教育機能の充実・向上を図る
- ② 国民各層の協力を得て、初等中等教育段階における職業観・勤労観の醸成を支援する
- ③ 生涯学習社会の構築に不可欠な学習成果の評価の方策として、個人の様々な学習歴を評価するシステムを研究する

5. 専修学校及び各種学校に対する各省庁施策の充実

- ① 文部科学省・中央教育審議会への対応を図る
- ② 若年者の職業的自立支援のための日本版デュアルシステムや社会人の職業能力向上のための職業能力開発政策等への対応を図る

- ③ 公共職業訓練施設等に代表される官との民との役割分担の明確化を求める
- ④ 無認可校との区分を明確にする施策を推進する

6. 公的年金の一元化における私学共済の今後の在り方への対応

7. 専修学校及び各種学校の教育の維持・向上

- ① 専修学校及び各種学校の自己点検・評価を積極的に推進し、教育の質の維持・向上を図る
- ② 専修学校及び各種学校は、公共性を有する機関としての自覚を持ち、適切な方法で情報開示を行う
- ③ 専修学校及び各種学校は個人情報保護法の趣旨を尊重し、学生生徒等の個人情報の適切な取り扱いを確保する

8. 専修学校及び各種学校に対する激甚災害法の早期適用

9. 全国及び各都道府県協会等の組織強化と課程別設置者別部会の活性化

- ① 全専各連を構成する都道府県協会等の組織強化等にかかる方策を検討し、あわせて課程別設置者別部会の活性化を図る
- ② 専修学校及び各種学校の教育の向上及び健全な運営等に資するため、専修学校教育振興会が行う各種事業への会員校の参加を促進する

【参 考】

1. 教育基本法の改正をめぐる動向
2. 人材育成・人材活性化等の政策をめぐる動向
 - (1) 「若者自立・挑戦プラン」等について
 - (2) 経済産業省「社会人基礎力に関する研究会」について
 - (3) 「多様な機会のある社会」推進会議（再チャレンジ推進会議）について
 - (4) 経済財政諮問会議－グローバル戦略－について
3. 被用者年金制度の一元化における私立学校教職員共済制度の見直し
4. 国家予算（文部科学省 平成 18 年度専修学校関係予算案）の内容
5. 税制改正の内容
 - (1) 専修学校等に係る勤労学生控除の対象範囲の拡大
 - (2) 学校法人等に係る寄付税制の拡充
6. 地方交付税積算の内容
7. 文部科学省 審議会及び諸施策の状況と対応
 - (1) 専門学校卒業者への大学院入学資格の付与
 - (2) 専門学校卒業者への称号「高度専門士」の付与
 - (3) eラーニング等の拡大にかかる専修学校設置基準の一部改正等
 - (4) 文部科学省認定技能審査制度の廃止に伴う関係告示の整備について
 - (5) 第 3 期 中央教育審議会 生涯学習分科会への対応
 - (6) 第 3 期 中央教育審議会 大学分科会への対応
 - (7) 「教育バウチャーに関する研究会」の研究・検討の状況
 - (8) 文部科学省・平成 17 年度委託事業の実施状況
 - (9) 学校基本調査における学科区分の見直しの結果
8. 厚生労働省 諸施策の状況と対応
 - (1) 委託訓練等への対応
 - (2) 日本版デュアルシステム事業への対応
 - (3) 厚生労働省・平成 18 年度専修学校関係予算案
 - (4) 福祉系人材の養成にかかる法令の整備等
9. 専門学校留学生の就職活動のための在留許可について
10. 専門学校卒業者の大学編入学等について
 11. 留学生受け入れの概況について

1. 教育基本法の改正をめぐる動向

①平成 17 年度までの動向

平成 15 年 3 月、文部科学省中央教育審議会は、答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」を公表した。この答申のうち「第 2 章 新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について」では、具体的な改正の方向が示され、特に新たに規定する 8 つの理念の 1 つに『職業生活との関連の明確化』を掲げた。この理念の趣旨は次のとおりである。

職業は、一人一人の人生において重要な位置を占めており、人は働くことの喜びを通じて生きがいを感じ、社会とのつながりを実感することができる。しかし、経済構造が変化する中で、価値観の多様化が進んでおり、職業観・勤労観の育成がこれまでも増して必要となってきた。また、若者の就職難が恒常化したり、年齢を問わず転職が一般化する中で、やり直しが可能となるよう必要な専門知識や技能を身に付けることが強く求められるようになってきている。さらに、我が国を支えてきた「ものづくり」の衰退が懸念される中で、その技術や能力を尊重する重要性が指摘されている。また、女性の人生における職業の位置付けも変化してきている。

このため、これからの学校教育においては、子どもに的確な職業観・勤労観や職業に関する知識・技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度をはぐくむための教育の充実に努めることが重要であり、また、社会においても生涯にわたり職業にかかわる学習機会を充実していくことが重要である。

本連合会では、中間報告が公表された平成 14 年 12 月に、

○職業教育、技術・技能教育が教育基本法で明確に位置づけられること。

○職業教育等が教育振興基本計画の大きな柱として位置づけられること。

などを意見書にまとめ、中央教育審議会に提出した。

他方、時期を同じくして、与党では、教育基本法に関する協議会、及びその下部組織となる検討会を開催し、現行法の各条文について意見交換を行い、平成 16 年 1 月からは与党協議会の名称を「教育基本法改正に関する協議会」に改称し、改正を前提に議論を始めた。

同年 6 月、与党協議会は、教育基本法を全面改正し、19 の項目を盛り込むことを柱とする改正方針の中間報告を公表した。この中間報告では、盛り込むべき内容の論点として、6 つの「教育の目標」の 1 つに『勤労を重んじ、職業との関連を重視』を掲げた。

同年 9 月、与党協議会は、与党検討会の方針を踏まえ、与党内で合意が得られた項目については文部科学省で改正作業に入ることを了承したが、合意の得られなかった項目については調整を続けることとなった。

しかしながら、平成 17 年 8 月以降、与党検討会が休止する状態が続き、平成 18 年 2 月から、第 164 回通常国会への法案提出を目指して与党検討会での議論が再開された。

②平成 18 年度の状況

再開後、与党検討会は、主に与党内で合意が得られなかった項目を中心に調整を進め、4 月 13 日、調整の結果を与党協議会に提案、与党案として「教育基本法に盛り込むべき項目と内容について（最終報告）」を取りまとめた。その後、文部科学省は最終報告をもとに教育基本法改正の政府案を策定し、与党内での政府案としての了承手続、4 月 28 日の閣議決定を経て、同日、教育基本法改正案が今通常国会に提出された。

5 月 11 日、45 名の委員で構成される教育基本法に関する特別委員会が衆議院に設置され、5 月 16 日の本会議における法案の趣旨説明及び代表質疑、特別委員会における法案の提案理由説明を受けて、5 月 24 日から法案の審議が始まり、5 月末までに 4 回の委員会が開かれている。特に 5 月 24 日の委員会質疑において、町村信孝 専修学校等振興議員連盟会長・元外務大臣から、「職業教育の重要性」と「専修学校の重要性」について発言があった。

こうした中、本連合会では、与党案の最終報告がまとまる前後、与党協議会の主要な国会議員に面談し、

○学校教育としての専修学校教育の根拠規定を明らかにすること。

○職業教育の重要性を具体的な規定として盛り込むこと。

を要望して、政府案の策定にあたっての配慮を求めた。

また、特別委員会での法案審議において、職業教育並びに専修学校の重要性、さらには専修学校の学校としての位置づけ等を明らかにするため、

○専修学校が「学校」として法的に位置づけられるよう、学校教育法をはじめとする関係法令を見直すこと。

○専修学校の振興策をこれまで以上に充実するとともに、教育振興基本計画にそのことを明記すること。

などを文書にまとめ、5 月 17 日に小坂憲次文部科学大臣へ直接要望するとともに、これらの要望事項が実現されるよう、特別委員会の与党国会議員全員に対して団体の見解を文書として提示し、専修学校の振興について理解を求めた。

なお、現在審議されている教育基本法改正案のうち、専修学校にかかわる主要条文は次のとおりである。

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 （略）

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三～四 （略）

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2. 人材育成・人材活性化等の政策をめぐる動向

(1) 「若者自立・挑戦プラン」等について

①アクションプランの実施状況

文部科学省、厚生労働省、経済産業省及び内閣府の4府省の大臣は、若年者の雇用問題に関する根本的な対策を講ずるために、平成15年4月に若者自立・挑戦戦略会議を発足させ、同年6月に教育・雇用・産業政策の連携強化等による官民一体となった総合的な人材対策として「若者自立・挑戦プラン」を策定した。

他方、政府は同プランの重要性に鑑み、平成16年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（骨太の方針）2004」に同プランの強化を盛り込み、同年中にアクションプランを取りまとめることを決定した。

この閣議決定を受けて、若者自立・挑戦戦略会議は、4府省の大臣に内閣官房長官を加

えて、同プランの実効性・効率性を高めるための検討を行い、同年 12 月に強化策となるアクションプランを取りまとめ、平成 17 年度までに様々な事業を実施した。主な取り組みの概要は次のとおり（平成 18 年 1 月時点）。

- 若年者のためのワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）
 - _17 年 9 月までに 46 都道府県、95 ヶ所で開設（38 都道府県でハローワーク併設）
 - _16 年 4 月～17 年 9 月までの全体の利用者は約 185 万人、就職者は約 8 万 8 千人（20 モデル地域では利用者は約 104 万人、就職者は約 5 万 5 千人）
- 実務・教育連結型人材育成システム（日本版デュアルシステム）の導入
 - _短期訓練（標準 5 ヶ月間）は 17 年度（10 月末まで）に約 2 万 1 千人が受講（16 年度の受講修了者の就職率は 68.4%）_長期訓練（1～2 年間）は 33 都道府県 97 コースで実施（受講者 794 人）_専門高校等では 20 モデル地域で実施、専修学校は 10 校で教育プログラム開発中
- キャリア教育の効果的な推進のための取り組み
 - _48 推進地域を指定し地域ぐるみでのキャリア教育の取り組みを実践研究_138 地域を指定し中学校等での 5 日間以上の職場体験（キャリア・スタート・ウィーク）を調査研究_広島及び神奈川でキャリア教育推進フォーラムを開催_キャリア・スタート・ウィーク連絡協議会を開催_25 件のモデル事業を採択し民間主体のキャリア教育を約 200 校（生徒約 3 万人）に実施_産学連携を推進するためのシンポジウムの開催
- 若年者ジョブサポーターによる新規学卒者等に対する就職支援
 - _全国に 7 百人を配置_新規高卒未内定者（11 月末）の就職内定 3 万人を目標
- トライアル雇用の活用によるフリーター等の常用化の促進
 - _常用雇用移行率 80%以上を目標_4～11 月の試行雇用開始者数は約 3 万 6 千人、常用雇用移行率は 79.5%
- 若者自立塾の創設
 - _全国 20 ヶ所を選定し、12 月時点で修了者 59 名のうち 34 名が就業

②若者の自立・挑戦のためのアクションプランの改訂

平成 16 年度に取りまとめた「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」について、政府は、平成 17 年 6 月の閣議で「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（骨太の方針）2005」に同アクションプランの強化・推進を盛り込むことを決定した。

この閣議決定を受け、若者自立・挑戦戦略会議は、内閣官房と 4 府省に農林水産省を加えて、平成 18 年 1 月に同アクションプランの改訂版を取りまとめ、実施最終年度である平成 18 年度において、「若年失業者等の増加傾向を転換させる」目標に向けて、より効果的・効率的な施策を実施することとなった。

なお、アクションプランの改訂のポイントは、

- フリーターの常用雇用化、ニートの自立化支援など、若者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対策の実施
- 小学校から大学・大学院まで、地域や産業界との密接な連携による、体系的な人材育成

○地域産業と若者、学校等のつながりの強化を通じた若者と仕事との橋渡しの推進となっており、具体的に次のような事業を行うこととしている。

○フリーター25万人常用雇用化プラン等の推進

_働く自信と意欲の向上のためのジョブカフェ等の専門サービス窓口の充実_トライアル雇用・日本版デュアルシステム等の実践的な能力開発の実施_ハローワークにフリーター対象の窓口の設置_農業就業体験等による農業就業の支援

○地域の相談体制充実等によるニート対策の強化

_専門的な相談を行う地域若者サポートステーション（仮称）の設置_地域の若者支援機関のネットワークを活用した支援の実施_合宿形式による若者自立塾事業の推進_ハローワークでのカウンセリング体制の整備_専修学校等におけるニート等への学び直し機会の提供

○体系的なキャリア教育・職業教育等の一層の推進

_中学校を中心とする職場体験（キャリア・スタート・ウィーク）の推進_小中高校段階におけるモノづくり体験等の職業教育の推進_ハローワークにおける職業意識形成支援事業の実施_大学におけるキャリア教育の支援_就労・就学に次ぐ選択肢としての実践型人材養成システムの普及・定着

○産学連携を通じた高度・専門的な人材の育成

_専門職大学院における高度専門職業人養成の推進_ものづくり分野等における専門職大学院の設置促進_地域産業と高専等との連携による中小企業の若手技術者の育成_サービス・IT・MOT等の専門分野の教育プログラムの開発

○若者と地域産業とのネットワークの強化

_インターンシップ等を通じた中小企業の体験機会の拡大_起業意識の喚起によるチャレンジのすそ野の拡大及び新事業の創出・育成_林業・漁業における新規就業の促進

○若者問題に対する国民意識の向上

_国民各層の関心を喚起するための国民会議の開催等_若者向けシンポジウム等による広報・意識啓発の実施_女性若年層の就業促進のためのキャンペーン・セミナーの開催等

なお、改訂したアクションプランのもと、関連施策を実施するため、平成18年度政府予算案において、761億円（前年度756億円）を計上した。

（2）経済産業省「社会人基礎力に関する研究会」について

経済産業省では、平成17年7月、経済産業政策局長の私的研究会として「社会人基礎力に関する研究会」を立ち上げ、日本の経済活動等を担う産業人材の確保・育成の観点から、職場等で求められる能力（社会人基礎力）の明確化、産学連携による育成・評価のあり方等について検討を行い、平成18年2月に「中間取りまとめ」を公表した。

この「中間取りまとめ」では、社会人基礎力を『組織や地域社会の中で多様な人々ともに仕事を行っていく上で必要となる基礎的な能力』にとらえ、基礎学力や専門知識、あるいは人間性・基本的な生活習慣と密接に関連するものとして、育成にあたって成長段階に応じた対応が必要と指摘し、そのために、社会人基礎力の具体的な内容を明確化

するとともに、社会人基礎力を土台として企業・若者・学校等のつながりを強化し、育成と評価に向けた一貫した枠組みを作ることを提唱している。

公表された社会人基礎力は、「前に踏み出す力（アクション）」、「考え抜く力（シンキング）」、「チームで働く力（チームワーク）」の3つに分類され、それぞれを構成する次の具体的な能力要素が明記されている。

【前に踏み出す力（アクション）】

①主体性：物事に進んで取り組む力

例) 指示を待つのではなく、自らやるべきことを見つけて積極的に取り組む。

②働きかけ力：他人に働きかけ巻き込む力

例) 「やろうじゃないか」と呼びかけ、目的に向かって周囲の人々を動かしていく。

③実行力：目的を設定し確実に行動する力

例) 言われたことをやるだけでなく自ら目標を設定し、失敗を恐れず行動に移し、粘り強く取り組む。

【考え抜く力（シンキング）】

④課題発見力：現状を分析し目的や課題を明らかにする力

例) 目標に向かって、自ら「ここに問題があり、解決が必要だ」と提案する。

⑤計画力：課題の解決に向けたプロセスを明らかにし準備する力

例) 課題の解決に向けた複数のプロセスを明確にし、「その中で最善のものは何か」を検討し、それに向けた準備をする。

⑥創造力：新しい価値を生み出す力

例) 既存の発想にとらわれず、課題に対して新しい解決方法を考える。

【チームで働く力（チームワーク）】

⑦発信力：自分の意見をわかりやすく伝える力

例) 自分の意見をわかりやすく整理した上で、相手に理解してもらうように的確に伝える。

⑧傾聴力：相手の意見を丁寧に聴く力

例) 相手の話しやすい環境をつくり、適切なタイミングで質問するなど相手の意見を引き出す。

⑨柔軟性：意見の違いや立場の違いを理解する力

例) 自分のルールややり方に固執するのではなく、相手の意見や立場を尊重し理解する。

⑩状況把握力：自分と周囲の人々や物事との関係性を理解する力

例) チームで仕事をするとき、自分がどのような役割を果たすべきかを理解する。

⑪規律性：社会のルールや人との約束を守る力

例) 状況に応じて、社会のルールに則って自らの発言や行動を適切に律する。

⑫ストレスコントロール力：ストレスの発生源に対応する力

例) ストレスを感じるがあっても、成長の機会だとポジティブに捉えて肩の力を抜いて対応する。

また、この社会人基礎力によって実現されるメリットとして、

- 若者にとっては、自分の能力の特徴や適性に気づき、自らの成長を実感できるとともに、自分の強みを伸ばし、能力をアピールする土台となる。
- 企業にとっては、求める人材像を社内及び社外に分かりやすく情報発信できる。また、採用と入社後の育成の一貫した実施により、若手人材の育成や定着を促進でき、グローバル競争に不可欠な「人的側面からの競争力」を高められる。
- 学校にとっては、「企業が求める人材」が理解でき、正課の授業やキャリア教育を通じ、より適切な教育プログラムを提供できる。
- 社会全体にとっては、企業・若者・学校等の関係者をつなぐことにより、「共通言語」としての役割を果たすこととなり、関係者間のコミュニケーションが促進され、採用時や就職後のミスマッチ等の社会的コストの低減につながる。

を掲げている。

なお、政府の「多様な機会のある社会」推進会議（再チャレンジ推進会議）は、この社会人基礎力を若者の再チャレンジ施策に盛り込むことを決め、今後、企業に対して、重視する能力は何かを求人情報等に明記することを求めるとしている。

（3）「多様な機会のある社会」推進会議（再チャレンジ推進会議）について

国民一人ひとりに多様な機会が与えられ、何度でも再挑戦が可能となる仕組みを作っていくことが内閣の重要政策課題であるとの認識のもと、再挑戦の仕組みについて政府全体として取り組むために、平成 18 年 3 月、内閣に内閣官房長官を議長とする「多様な機会のある社会」推進会議（再チャレンジ推進会議）が設置された。

推進会議では、人生の各段階で個人の適性や能力に応じた多様な選択肢が用意されている社会、仮に失敗しても何度でも再挑戦が可能で「勝ち組、負け組」を固定化しない社会を「再チャレンジ可能な社会」と位置づけ、柔軟で多様な社会の仕組みを構築し、人生（働き方・学び方・暮らし方等）の複線化を推進するとともに、個別の事情に応じた支援策を展開することを基本に、具体的な施策を検討し、5 月 30 日に「再チャレンジ可能な仕組みの構築（中間取りまとめ）」を公表した。今後、この内容を 7 月に閣議決定する「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（骨太の方針）2007」に反映させ、平成 18 年度から順次、実行することとしている。

なお、中間取りまとめに示された主な施策の考え方は次のとおりである。

①再チャレンジを可能とする柔軟で多様な社会の仕組みの構築

【働き方の複線化】

- 新卒一括採用システムの見直し（企業の採用・人事制度の柔軟化、国家公務員の中途採用の拡大、地方公共団体における中途採用・任期付き採用の推進）
- 正規・非正規労働者間の均衡処遇（公正かつ多様な働き方を実現する労働環境の整備、人材重視型の企業内マネジメント）

【学び方の複線化】

- 職業能力向上や再チャレンジに資する教育（大学等における社会人の学び直しの推進、地域におけるワンストップサービスの構築、ITを活用した生涯学習推進体制「生涯学習プラットフォーム」の構築）

【暮らし方の複線化】

- U・Iターンによる再チャレンジ支援（“人生2毛作—一定年帰農—”、スローライフ&ジョブ、U・Iターン者への職・住等の提供）
- 地方公共団体の取組の促進（地域再生・構造改革特区の活用、再チャレンジを各地域において幅広く推進）

②個別の再チャレンジ支援策

【努力する意欲はあるが、困難な状況に直面している人の再チャレンジ支援】

- 事業に失敗した人、リストラ等で退職した人の再チャレンジ支援（再チャレンジ創業の資金調達支援、個人保証に過度に依存しない融資の推進、コンサル・相談窓口の充実、リストラ等による退職者への支援）
- 病気等になった人の再チャレンジ支援（病気等のブランクを克服できる人事制度の柔軟化、身体障害者や知的障害者の公務部門での雇用推進、障害者への就労支援、精神障害者・発達障害者の就労支援）
- 多重債務者等の再チャレンジ支援（多重債務の防止・救済、違法な経済取引の被害者救済）
- 罪を犯した人の再チャレンジ支援（刑務所等の施設退所者に対する自立更正促進）

【新たなチャレンジを目指す若者、女性、高齢者等の支援】

- 若者の再チャレンジ支援（「年長フリーター」の再チャレンジ支援、若者の自立的取組の促進—「チャレンジ計画」策定—、社会人としての基礎的な力を養成）
- 子どものチャレンジ支援（地域や学校教育における子どもへの学習支援、生活保護世帯・母子家庭等への支援、児童養護施設等の子どもの就学・就労支援）
- 女性の再チャレンジ支援（女性の再チャレンジ支援策の強化、女性の再就職支援—再チャレンジサポートプログラムの拡充—、育児等で退職し再チャレンジを希望する女性の学習の支援）
- 高齢者・団塊世代の再チャレンジ支援（退職者の経験を活かした子どもへの教育支援、団塊世代向けの簡易な資格制度の創設・拡充、ベテラン人材の企業等での活用、「70歳まで働ける企業」の実現）

（4）経済財政諮問会議—グローバル戦略—について

平成18年5月、内閣総理大臣の諮問に応じて、経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針をはじめ経済財政政策に関する重要事項について調査審議を行う経済財政諮問会議は、日本がグローバル化の現実に対応できていない点を踏まえ、2010年頃の日本のかたちとして、

- 産業のフロントランナーとしての世界をリードする国
- 国際社会において知的なリーダーシップを発揮する品格ある国

という目指すべき姿を実現するため、特に今後数年で取り組むべき施策を「グローバル戦略」として取りまとめて公表した。

この戦略は、基本方針として、

- 内なる活性化

壁の多い国内の仕組みを改め、資源の流動化を通じて経済全体としての効率性を

向上させる。

○海外との連携

海外のモノ、サービス、資本、技術、情報、人材を最大限に活用する。

○国際貢献

アジアを中心とする海外の経済発展に日本が責任と役割を果たす。

を掲げ、「人材の国際競争力の強化」、「産業の国際競争力の強化」、「地域の国際競争力の強化」、「対外政策のあり方と国際社会への貢献」の4つのテーマについて、具体的施策と目標を示している。

このうち「人材の国際競争力の強化」の主な内容は、次のとおりである。

①人材の質の向上（抄）

○将来の労働市場を担う国際的に通用する人材を質・量ともに確保するため、2010年までに国際学力調査における世界トップレベルの達成を目指す。

○「再チャレンジ推進会議」において、各府省における具体的な取組について取りまとめを行う。

○人口減少下で経済社会の活力維持を図るため、労働生産性及び就業率の向上を図る。

_現場社会を支える人材の労働生産性の向上のための能力開発機会の拡充_若年者の就業支援と人間力の強化 など

○2007年度に向け、将来の経済活動を担う人材の自立を支援するための新たなプランを作成する。

_具体的な目標も念頭に置いた若者支援策の充実（例：2010年までにフリーターを約2割減少）_学校・家庭・地域・企業の連携による勤労観・職業観の養成など人間力の向上（例：中学校を中心に行う職場体験や長期宿泊体験活動などの充実）

○専門分野や国際社会で求められる英語力、プレゼンテーション能力、企画・マネジメント能力を身につけ、国際的に活躍できる人材を養成する。

_各大学の蓄積・能力の結集による教育研究機能の相互補完・強化を図るための大学間連携・複数分野での学位取得を可能とするコース設定を一層推進_教育研究のための資金の確保と産業のニーズも踏まえた第三者評価に基づく重点投資の促進_国際社会で活躍する人材等に求められる英語力を身につけさせることを目指す（例：TOEICについて700点程度以上の者の倍増） など

②外国人人材の受入れ拡大と在留管理の強化（抄）

○研究開発基盤の強化、留学生の受入れ支援策の充実や国内就職の促進など、アジアをはじめとする諸外国からの留学生・研究者を含めた海外の優れた人材を国内に誘導する環境を整備する。

○高度人材の受入れ拡大に向けた入国管理に係る制度を整備するとともに、在留資格取得に必要な実務経験年数の要件緩和について引き続き検討を進める。

_在留期間の上限の見直しについて、特区において5年の在留期間を認めていた措置を全国展開するとともに、現在認められていない高度人材の職種についても、勤務先に一定の要件を課すなどの措置を講じて5年の在留期間を認める_卒業後に起業準備を行う留学生に対して、一定の条件のもとで在留資格を付与する方向で

対応する など

- 高齢化の進展に伴い労働力需要が高まると想定されるサービス分野（介護等）について、現在専門的・技術的分野と評価されていない分野に関しても、受入れ範囲の見直しを検討する
- 実効性のある在留管理システムを構築するため、論点について検討を急ぎ、平成 18 年度内に結論を得る。
_関係省庁における在留情報の相互照会・提供の仕組みの整備_外国人登録法の見直し_受入れ機関に課すべき報告義務

3. 被用者年金制度の一元化における私立学校教職員共済制度の見直し

①公的年金制度一元化の経緯

公的年金制度は、昭和 59 年 2 月の閣議決定を受けて、制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るために、一元化を展望しつつ改革が行われることとなった。

特に平成 13 年 3 月の閣議決定では、

- 国家公務員共済組合（国共済）及び地方公務員共済組合（地共済）：両制度の財政単位の一元化
- 私立学校教職員共済（私学共済）：次期財政再計算時からの保険料引き上げの前倒しの検討、被用者年金制度における位置づけについての検討

が打ち出され、政府・与党において具体的な改革が検討され始めた。

このうち私学共済は、専修学校及び各種学校を含む私立学校の教職員が加入する年金制度であり、制度発足以来、様々な面で私立学校教育の振興に重要な役割を果たしてきたことに鑑み、本連合会では、閣議決定前の平成 12 年 12 月に開催した「21 世紀に飛躍する専修学校」振興大会において、4 つのスローガンの 1 つに『私学共済制度の公的年金一元化反対』を掲げるとともに、大会決議を行った。

しかしながら、社会保障制度の維持・安定や公正化を求める世論の圧力もあり、平成 15 年 10 月には与党年金制度改革協議会が設置されて、被用者年金制度の一元化に向けた検討が続けられることとなり、その後、平成 16 年 10 月には国共済及び地共済の財政単位の一元化を図るための法律が成立した。また、私学共済についても、平成 17 年 4 月から保険料率が他の被用者年金制度と同じ幅で引き上げられることとなった。

②公的年金の一元化の基本方針

平成 17 年 10 月、関係省庁の申合せにより、被用者年金制度の一元化を進める上での課題に関する処理方針等を検討する「被用者年金制度の一元化等に関する関係省庁連絡会議」が内閣官房に設置され、同年 12 月 7 日に検討結果を「被用者年金一元化に関する論点整理」として公表した。さらに、12 月 14 日には、与党年金制度改革協議会が、これまでの審議の結果を「被用者年金一元化についての考え方と方向性」にまとめて公表した。

これら 2 つの報告では、

- 民間準拠の基本精神に立って被用者全体で年金財政を一本化すること。

- 共済年金の「1・2階部分」の保険料率は、加入者や事業主にとって急激な負担増とならないように配慮しつつ、できるだけ速やかに段階的に厚生年金の保険料率に統一すること。
- 共済が保有する積立金は、被用者に共通する「1・2階部分」の給付に充てられるべき部分を明確に仕分け、厚生年金の積立金とともに共通財源として管理・運用すること。
- 職域加算については原則として廃止し、民間準拠の水準が保証される新たな仕組みを検討すること。

という考え方が示された。

平成 18 年 1 月、共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向での一元化の基本方針をまとめるために、被用者年金一元化等に関する政府・与党協議会が発足するとともに、2 月には自由民主党内に被用者年金一元化に関する役員会が設置され、4 月の閣議決定に向けて一元化の方針の取りまとめ作業が本格化することとなった。

本連合会は、被用者年金一元化における検討にあたって、私学共済の私学振興に果たしている重要な役割、過去における私学関係者の経営努力等を十分に配慮してもらうため、2 月から専修学校等振興議員連盟の役員等に対して

- 私学共済掛金率を改定するにあたって、学校や加入者の急激な負担とならないように十分に配慮すること。
- 私学共済の保有する積立金の仕分けにあたって、私学への貸付、職域部分の給付等、学校及び加入者に対する支援事業に必要な財源を確保し、現行制度のもとで管理・運用できるようにすること。
- 職域部分については、私学共済制度のもとで現行の水準が確保されるようにすること。

を要望するとともに、2 月の定例総会において、平成 18 年度の重点目標として「公的年金の一元化における私学共済の今後の在り方への対応」を決議した後、私学団体連合会と連携して、被用者年金一元化に関する役員会の国会議員らに同様の要望を行った。

4 月に入り、14 日に与党年金制度改革協議会が「確認事項」において、また、17 日に被用者年金一元化に関する役員会が「被用者年金一元化についての検討方針」において、それぞれ保険料率引上げスケジュール、職域部分や積立金の取扱い等の検討結果を公表。その内容を受けて、24 日に被用者年金一元化等に関する政府・与党協議会が一元化に関する基本方針を取りまとめ、与党内の了承手続を経て、28 日、「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」が閣議決定された。

この閣議決定のうち、私学共済に関連する事項の概要は、

- 現行の職域部分の廃止を踏まえ、平成 22 年以降は、職域部分に対応する保険料として予定されていた部分も含めて「1・2階部分」の保険料率とし、その率から厚生年金と同様に、毎年 0.354% ずつ引上げ、私学共済は平成 39 年に厚生年金の保険料率（18.3%）に統一する（公務員共済は平成 30 年に統一）。
- 加入者及び学校法人にとって急激な保険料負担増とならないよう、「1・2階部分」の新たな保険料負担の一部は、積立金を活用して負担する。
- 私学共済で別途徴収している年金事務費掛金は、統一される「1・2階部分」の

保険料率に含まれるものとする。

- 共済年金が保有する積立金は、厚生年金の積立金の水準に見合った額を仕分け、厚生年金の積立金とともに「1・2階部分」の共通財源に供する。
- 仕分けた後に共済年金の財源として残る積立金は、現行の職域部分の廃止前の給付費、新たな保険料の一部負担、職域部分に代わる新たな年金の原資に充てる。
- 現行の公的年金としての職域部分は平成 22 年に廃止し、それに代わる新たな年金を設けることを検討する。
- 共済年金の「1・2階部分」と厚生年金の積立金は、被用者年金制度の共通財源として一元的に管理・運用する。なお、共済年金の貸付等の独自運用については、必要な範囲で確保する方策を講じる。

などとなっており、現在、平成 19 年の通常国会への関連法改正案の提出に向けて作業が進められている。

4. 国家予算（文部科学省 平成 18 年度専修学校関係予算案）の内容

平成 18 年度の政府予算案が 12 月 22 日に閣議決定された。専修学校関係予算案については、生涯学習政策局の計上分が対前年度比 1,656 万円増（1.3%増）の 13 億 3,832 万円、他局の計上分が対前年度比 668 万円減（0.3%減）の 20 億 2,268 万円で、総額 33 億 6,100 万円となった。新規予算としては「専修学校における N P O 団体等と連携したニートに対する職業教育支援事業」及び「専修学校社会人新キャリアアップ教育推進事業」の 2 つの事業が計上され、また、閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（骨太の方針）2005」で「若者の自立・挑戦のためのアクションプランの強化・推進」が盛り込まれたことを受け、平成 17 年度から開始している「専修学校を活用した職業意識の啓発推進」及び「専修学校教育重点支援プラン」、平成 16 年度から開始している「専修学校を活用した若者の自立・挑戦支援事業」が引き続き計上された。

また、日本学生支援機構の奨学金貸与事業については、専門学校分として無利子貸与で 129 億 6,120 万円、有利子貸与で 890 億 260 万円が計上された。

なお、新規予算の内容は次のとおりである（詳細については 80 頁を参照）。

- 専修学校における N P O 団体等と連携した

ニートに対する職業教育支援事業【新規】 1 億 6,554 万円

各省庁において実施されているニートへの対策事業と連携を取りながら、専修学校とニートを支援している N P O 団体等の連絡協議会を立ち上げ、ニートに対して社会的自立を目指した職業教育を提供する事業（自立支援アドバイザーの配置、ニート等に対する体験講座の開講等）を実施する。

- 専修学校社会人新キャリアアップ教育推進事業【新規】 1 億 9,999 万円

定年退職後に再就職を希望する中高年等を対象として新たにキャリアアップを図って再就職に結びつけていくため、また、女性に対する再チャレンジのための学習・能力再開発の機会を充実するため、専修学校における教育プログラムの開発、講座の実施について支援を行い、全国の専修学校への取組みの普及を図る。

5. 税制改正の内容

(1) 専修学校等に係る勤労学生控除の対象範囲の拡大

勤労学生控除は、納税者が当該年度の12月31日時点において次のすべての条件

- 給与所得等の勤労による所得があること。
- 合計所得金額が65万円以下で、しかも勤労によらない所得が10万円以下であること。
- 特定の学校の学生や生徒であること。

を満たし、所得税法上の勤労学生に当てはまる場合に受けられる所得控除で、控除額は27万円となっている。

私立の専修学校及び各種学校については、学校法人立のほか、社団・財団法人立、社会福祉法人、宗教法人等、一定の公益法人によって設置されものは上記の条件に該当するとされていたが、個人立、一部の組合立等によって設置されるものは上記の条件に該当しないため、学校の設置形態によって専修学校及び各種学校の学生生徒が勤労学生控除の適用を受けられず、経済的な負担を強いられていた。

この問題について、全国個人立専修学校協会は、平成17年度の運動方針に「個人立等専修学校に係る勤労学生控除の対象範囲の拡大」を掲げ、会員校への実態調査を行うとともに、全専各連を窓口として文部科学省と連携しながら運動を行った。その結果、平成18年度から一定の基準を満たす個人立等の専修学校及び各種学校の学生生徒について勤労学生控除の適用を受けることとなり、関連法令の改正の後、平成18年3月31日、文部科学省告示（平成18年文部科学省告示第48号）により新たに適用を受ける専修学校等の基準が定められ、同年4月1日、文部科学省生涯学習政策局長通知が証明書の発行に関する実施要項とともに関係方面に発出された。

この告示及び通知では、新たに勤労学生控除の適用対象となる基準として、

○生徒数

課程を履修する生徒数が20人以上であること。なお、20人未満であっても相当の期間内（5年以内を目処）に20人以上となる見込みがあるときを含む。

○教育水準

職業又は实际生活に必要な能力を育成するにふさわしい授業科目及び教養の向上を図るにふさわしい授業科目が開設されていること。

○教員数

教育水準を維持するための教員数が、授業科目の開設状況に照らして適切なものであること（3人を下ることができない）。

を定め、また、この基準を満たす専修学校等の生徒が勤労学生控除を受けるときは、

- 「所得税法施行令第11条の3第2項に掲げる専修学校・各種学校の課程である旨の証明書」の写
- 「所得税法施行令第11条の3第1項第2号に基づき文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校・各種学校である旨の証明書」の写

が必要となるとしている（後者の証明書の有効期限は1年間）。

なお、所得税にかかる勤労学生控除は平成18年度以後に適用されるが、個人住民税にかかる勤労学生控除は、前年所得課税主義が採用されているため、平成19年度以後に適

用されることとなる。

(2) 学校法人等に係る寄付税制の拡充

現行の所得税法では、学校法人へ寄付を行った個人に対する税制上の優遇措置として、

○寄付金額（総所得金額等の30%を上限）－1万円

の金額を所得から控除することができるが、小口の寄付金の増加による学校法人等の経営基盤の強化と教育研究活動の活性化等を配慮して、適用下限金額が引き下げられることになり、所得税法等の改正により平成18年4月1日から

○寄付金額（総所得金額等の30%を上限）－5千円

の金額を所得から控除できるようになった。

なお、この改正内容は個人からの寄付税制一般に適用される。

6. 地方交付税積算の内容

標準的な行政を国民に保証するため地方収入が不足する団体に、国税の一定割合を客観的基準で配分する地方交付税積算については、「専修学校補助」として、昭和60年度に標準県（人口170万人）当たり100万円、総額7,000万円で、初めて積算のなかに組み込まれた。平成17年度は標準県2,900万円で前年度同額であり、総額は20億3,000万円にとどまった。

本連合会が調査した平成17年度都道府県助成状況調査では、学校助成で104億7,223万円（全47都道府県）、学生生徒助成で40億5,210万円（全22都道府県）の予算が計上されていた。前年度の調査と比較して、学校助成で約8,900万円増（但し24府県で前年度より減少）、学生生徒助成で8億1,000万円増（但し9県で前年度より減少）となっている。しかしながら、国・地方財政の三位一体の改革のなかで、地方交付税の見直しの方向性が示されており、各都道府県における大幅な予算増額・補助対象範囲拡大は困難な状況となっている。

7. 文部科学省 審議会及び諸施策の状況と対応

(1) 専門学校卒業者への大学院入学資格の付与

①中央教育審議会の答申「我が国の高等教育の将来像」について

平成13年6月に大学分科会の下部組織として制度部会が設置されて以来、途中の中断をはさんで審議が続けられてきた、専門学校を含む高等教育制度全体のあり方について、平成17年1月、中央教育審議会は答申「我が国の高等教育の将来像」として取りまとめて公表した。この答申で専門学校に直接言及した記述内容は次のとおりである。

第2章 新時代における高等教育の全体像

4 高等教育の質の保証

(5) 評価結果等に関する情報の積極的な開示及び活用

○なお、専門学校に関しては、引き続き、各都道府県段階での適切な設置審査の実施と、各専門学校による自己点検・評価や外部検証の努力により、質の確保及び向上を図ることが期待される。

第3章 新時代における高等教育機関の在り方

1 各高等教育機関の教育・研究の質の向上に関する考え方

(3) 専門学校

知識・技術等の高度化や専門特化した技術者養成等のため、修業年限の長期化・多様化に伴い、専門学校の高等教育機関としての性格も短期から長期まで様々なものに拡大してきている。一方で、実践的な職業教育・専門技術教育機関としての専門学校の性格を明確化し、その機能を充実することが期待される。

誰もがアクセスしやすい柔軟な高等教育システムを構築し、学習者の立場に立って相互の接続の円滑化を図る一環として、一定の要件を満たすと認められた専門学校を卒業した者に対して大学院入学資格を付与することが適切である。

○職業教育をキーワードとした教育体系の中で、専門学校の中核的な役割や位置づけを明確にする必要がある。

○知識・技術等の高度化や専門特化した技術者養成等のため、修業年限の長期化・多様化に伴い、専門学校の高等教育機関としての性格も短期から長期まで様々なものに拡大してきている。一方で、大学の学士課程教育や短期大学の課程の教育との対比で、社会的要請に応じて実践的な知識・技術等を習得した人間性豊かな人材を育成するため、実践的な職業教育・専門技術教育機関としての専門学校の性格を明確化し、その機能を充実することが期待される。

○専門士の称号所持者や大学等卒業者が入学する例の増加等を踏まえ、高度な職業教育機関としての役割を担う専門学校は、今後、一層の個性化・多様化を進める必要がある。

○専門学校は、今後、教育内容・方法や経営状態に関する積極的な情報開示や充実した事後評価の仕組みの確立による社会的信頼・評価の確保に努める必要がある。

○誰もがアクセスしやすい柔軟な高等教育システムを構築し、学習者の立場に立って相互の接続の円滑化を図る必要がある。その一環として、以上の点を踏まえつつ、専門学校のうち一定の要件（例えば、①修業年限4年以上、②修業年限の期間全体を通じた体系的な教育課程の編成、③総授業時間数が3,400時間以上、等）を満たすと認められたものを卒業した者に対して大学院入学資格を付与することが適切である。

②学校教育法施行規則の一部改正等と施行

文部科学省は、平成 17 年 9 月 9 日、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言に基づき、専門学校のうち一定の基準を満たすと認められたものを修了した者に対して大学院入学資格を与えることを定めた「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年文部科学省令第 42 号）」等を官報に掲載し、同日、高等教育局長及び生涯学習政策局長の連名で関係方面に通知を行った。

具体的な法令改正の内容としては、学校教育法施行規則第 70 条第 1 項に定める『大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者』に、

- 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

を第 5 項に追加するとともに、この規定の『修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準』に関し、「専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件（平成 17 年文部科学省告示第 138 号）」を定め、

- 修業年限が 4 年以上であること。
- 課程の修了に必要な総授業時数が 3,400 時間以上であること。
- 体系的に教育課程が編成されていること。
- 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程の修了の認定を行っていること。

の 4 つの基準を規定した。

同時に、文部科学省は、文部科学大臣が具体的な専修学校の専門課程を指定するために「大学院入学資格等に係る専修学校専門課程の指定に関する実施要項」を定め、手続については、

- 専門課程を設置する専修学校は、毎年 8 月 31 日までに、文部科学大臣に対し、「当該課程の指定基準の充足」、「指定された専修学校の名称及び位置等の変更、又は指定された課程の名称、修業年限及び卒業に必要な総授業時数の変更」、「指定された課程の廃止」、「指定された課程の指定基準の不適合」を通知する（ただし、平成 17 年度においては 10 月 19 日までに通知する）。
- 文部科学大臣は、課程の指定、名称や位置の変更、廃止、指定の解除を、原則として毎年度 11 月に官報で告示する。

ことを、また、適用時期として、学校教育法施行規則第 70 条第 1 項第 5 項に規定する「文部科学大臣が定める日」について、

- 指定を受けた課程において指定基準を満たす教育を受けた者が指定日以後最初に当該課程を修了することとなる年度の 3 月 1 日とする。

ことを規定した。

また、指定基準を満たす専修学校の専門課程を文部科学大臣が指定する日以前に修了した者は、学校教育法施行規則第 70 条第 1 項第 5 号の対象とならないことから、通知の

留意事項のなかで、

- 各大学においては、誰もがアクセスしやすい柔軟な高等教育システムを構築し、学習者の立場に立って相互の接続の円滑化を図るという趣旨に配慮し、「個別の入学資格審査」の実施に当たり十分に配慮すること。

と特記している。

この専門学校卒業生への大学院入学資格の付与にかかる法令改正は、公布の日から施行されて、初回の指定は同年 12 月 9 日の官報に告示（学校教育法施行規則第 70 条第 1 項第 5 号の専修学校の専門課程等を定める告示・文部科学省告示第 169 号）された。この告示において指定された専門学校の課程は 119 校 192 課程（学科）で、平成 18 年 3 月 1 日以降に当該課程を修了した者に大学院入学資格が付与された。

なお、平成 17 年 9 月の学校教育法施行規則の一部改正等では、高等専修学校卒業生への大学入学資格の付与等について、従来、文部科学省告示で定めていた内容を学校教育法施行規則に規定する改正等も行われた（施行は平成 17 年 12 月 1 日）。

具体的な法令改正の内容は次のとおりである。

- 学校教育法施行規則第 69 条に定める『大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者』に、『専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者』を第 3 号として新たに盛り込み、「大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件（昭和 23 年文部省告示第 47 号）」に規定していた同じ内容を削除する。また、文部科学大臣が定める基準については、内容を変えることなく告示を整理するとともに（平成 17 年文部科学省告示第 137 号）、高等教育局長通知（昭和 60 年 9 月 19 日）の要項を改め、文部科学大臣が具体的な専修学校の高等課程を指定するために「大学院入学資格に係る専修学校高等課程の指定に関する実施要項」を定める。
- 学校教育法施行規則第 69 条の 5 に定める大学への飛び入学にかかる『高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者』に、『第 69 条第 3 号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において 2 年以上在学した者』を第 4 号として新たに盛り込み、「高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を定める件（平成 13 年文部科学省告示第 167 号）」に規定していた同じ内容を削除する。
- 学校教育法施行規則第 77 条の 5 に定める『専修学校の専門課程の入学に関し高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者』において号番号を変更するとともに、『修業年限が 3 年以上の専修学校の高等課程を修了した者』に変更する。

③平成 18 年度の指定手続について

平成 17 年に通知された大学院入学資格等が認められる専門学校の指定手続について、原則当年度の 11 月告示では、主に 7 月以降に実施される大学院入試に十分対応できない

ため、文部科学省は、平成 18 年度において、新たに 4 月 1 日～4 月 14 日の間にも書類提出を受け付け、6 月中に官報告示することを決め、3 月 20 日に関係方面に事務連絡を发出した。

なお、この場合、高度専門士と称することができる専門学校の推薦手続についても、同時に行うこととしている。

(2) 専門学校卒業生への称号「高度専門士」の付与

①文部科学省「今後の専修学校教育に関する調査研究協力者会議」の報告

平成 16 年 6 月に文部科学省に設置された「今後の専修学校教育に関する調査研究協力者会議」は、高度な内容の教育を行う専門学校の学習成果を適切に評価する仕組みの整備として、大学学部レベルの水準を有する専門学校を修了した者に対する称号付与制度の創設を審議し、その結果を平成 17 年 3 月に「今後の専修学校教育の充実・振興について（報告）」として取りまとめた。

この報告で専門学校の修了者に対する新たな称号の付与に言及した記述内容は次のとおりである。

Ⅲ 専修学校教育の充実・発展に向けて取り組むべき方策

1. 専門学校の修了者に対する新たな称号の付与

○専門学校における教育内容の高度化と修業年限の長期化を踏まえ、さらに中央教育審議会答申で提言された大学院入学資格付与制度の創設とあわせて、次の要件を満たすと認められる専門学校の課程を修了した者に対して、専門士とは異なる新たな称号（例えば、「高度専門士」等）を付与できることとすることが適当である。

ア 修業年限 4 年以上

イ 修業年限の期間全体を通じた体系的な教育課程の編成

ウ 修了に必要な総授業時数が 3,400 時間以上 等

②規程の一部改正等と施行

文部科学省は、平成 17 年 9 月 9 日、協力者会議報告「今後の専修学校教育の充実・振興について」の提言に基づき、「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規程」を一部改正し（平成 17 年文部科学省告示第 139 号）、一定の要件を満たす高度な職業教育を行う専門学校の修了者に対して、新たに「高度専門士」の称号を付与することができることを規定した「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」を定め、同日、生涯学習政策局長名で関係方面に通知を行った。

具体的な法令改正の主な内容としては、

○規程の題名を「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」に改める。

○専門士の称号の要件に『次条の規定により認められた課程でないこと』を追加し、

修了者が高度専門士と称することができる専門課程として認められたものを除外することを明確にして、専門士と高度専門士の関係について整理する。

こととし、『要件を満たすと文部科学大臣が認めるものを修了した者は、高度専門士と称することができる』ことを追加規定し、その要件は、前出の「専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件」と同様に、

- 修業年限が4年以上であること。
- 課程の修了に必要な総授業時数が3,400時間以上であること。
- 体系的に教育課程が編成されていること。
- 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

の4つを規定した。

同時に、文部科学省は「専修学校の専門課程の修了者に対する高度専門士の称号の付与に関する実施要項」を定め、手続については、

- 私立専修学校にあっては、都道府県知事が、毎年8月31日までに、文部科学大臣に対し、要件を満たすと認めた課程を推薦する（ただし、平成17年度においては10月19日までに推薦する）。
- 文部科学大臣は、要件を満たすと認めた課程を、原則として毎年度11月に官報で告示する。
- 私立専修学校にあっては、都道府県知事が、文部科学大臣に対し、指定された課程の名称の変更、廃止及び要件の不適合を届出で、文部科学大臣はその旨を官報で告示する。

ことを、また、適用時期等として、

- 要件を満たす課程として告示された日以降に当該課程を修了した者について、高度専門士と称することができる。
- 卒業証書の表記においては、高度専門士には（ ）書きで修了した分野の専門課程名を付記する。

ことを規定した。

また、通知の留意事項においては、

- これまで専門士の称号を有する者に対して認められている各種受験資格その他の取り扱い、高度専門士の称号を有する者に対しても認めることが適当であること。
- 高度専門士の称号を付与できる課程として指定された課程は、学校教育法施行規則第70条第1項第5号の規定に基づき大学院入学資格を付与できると指定された課程と基本的に一致すると考えられること。

と特記している。

この専門学校卒業生への高度専門士の称号の付与にかかる法令改正は、公布の日から施行されて、初回の指定が平成17年12月9日の官報に告示（文部科学省告示第170号）された。この告示において指定された課程は、大学院入学資格を付与できる専門学校の

課程と同様、119 校 192 課程（学科）で、告示日以降に当該課程を修了した者に高度専門士の称号が付与された。

なお、同日、高度専門士を付与できる専門学校の課程として告示されたもののうち、102 校 170 課程（学科）については、専門士の称号を付与できる課程として要件に適合しなくなった旨があわせて官報に告示（文部科学省告示第 171 号）された。

③「高度専門士」の英文表記

平成 18 年 3 月、文部科学省は、制度化された「高度専門士」について、国際的な通用性を考慮し、有識者等から意見を聴取した上で、英文表記を定め、関係方面に連絡を行った。

具体的な英文表記は、

○高度専門士（△△専門課程）：Advanced Diploma(Postsecondary Course(△△))

とし、専門士についても従来の表記を見直し、

○専門士（△△専門課程）：Diploma(Postsecondary Course(△△))

とすることとしている。

ただし、この英文表記は、文部科学省において事務的に定めるもので、各種のパンフレットや白書の英訳版等の刊行物において統一的に用いるとしている。

なお、高度専門士及び専門士のほか、文部科学省が定めている英文表記は、次のとおりである。

- 専修学校：Specialized Training College
- 専門課程：Postsecondary Course
- 専門学校：Professional Training College
- 高等課程：Upper Secondary Course
- 高等専修学校：Upper Secondary Specialized Training School
- 一般課程：General Course
- 各種学校：Miscellaneous School
- 工業：Technology
- 農業：Agriculture
- 医療：Medical Care
- 衛生：Personal Care and Nutrition
- 教育・社会福祉：Education and Welfare
- 商業実務：Business
- 服飾・家政：Fashion and Home Economics
- 文化・教養：Culture and General Education

(3) eラーニング等の拡大にかかる専修学校設置基準の一部改正等

①文部科学省「今後の専修学校教育に関する調査研究協力者会議」の報告

平成 16 年 6 月に文部科学省に設置された「今後の専修学校教育に関する調査研究協力者会議」は、専修学校教育における eラーニングによる通信教育の推進など多様な学習機会の提供を可能とする仕組みとして、専修学校におけるコンピュータ等の通信機器を

用いた教育の導入を審議し、その結果を平成 17 年 3 月に「今後の専修学校教育の充実・振興について（報告）」として取りまとめた。

この報告で専修学校における e ラーニング等の拡大に言及した記述内容は次のとおりである。

Ⅲ 専修学校教育の充実・発展に向けて取り組むべき方策

2. 専修学校における e ラーニング等の拡大

○情報通信技術（IT）の発展と、各家庭へのブロードバンド通信の普及等も踏まえ、次のように、e ラーニング授業の一層の拡大が可能となるようにすることが適切である。

ア 現行制度では専修学校の課程の修了に必要な総授業時数の 2 分の 1 までメディア授業が可能となっているが、十分な教育効果をあげられるものについては、課程の修了に必要な総授業時数の 2 分の 1 を超えて e ラーニング等を行うことができるよう現行の履修制限を緩和すること。

イ 自宅においても e ラーニング等を受けることができるようにすること。

ウ その場合においても技術の習得や人間性の涵養等の必要性に鑑み、一定の範囲内で実習や対面授業を教育課程に取り入れるものとする。

②設置基準の一部改正等と施行

文部科学省は、平成 18 年 3 月 1 日、協力者会議報告「今後の専修学校教育の充実・振興について」の提言に基づき、専修学校設置基準の一部を改正するとともに、「専修学校設置基準第 12 条第 1 項の規定に基づき、専修学校が履修させることができる授業について定める件（平成 18 年文部科学省告示第 24 号）」を定め、同日、生涯学習政策局長名で関係方面に通知を行った。

具体的な法令改正の主な内容としては、専修学校設置基準第 12 条第 1 項に定める『多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる授業（遠隔事業）』について、

○履修の範囲を『課程の修了に必要な総授業時数の 4 分の 3 を超えないもの』に拡大すること(専修学校設置基準第 12 条第 2 項)。

に改めるとともに、新しく定めた告示において、『文部科学大臣が別に定める』授業の方法を 2 つの形態に分けて、

○共通の要件

└通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うものであること

└専修学校において、対面授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること

○テレビ会議式の遠隔授業

└同時かつ双方向に行われるものであること

└授業を行う教室等以外の教室又はこれに準ずる場所において履修させるもの

○インターネット等を活用した遠隔授業

―毎回の授業の実施に当たって設問解答、添削指導、質疑応答等による指導を併せ行うもの

―当該授業に関する生徒の意見の交換の機会が確保されているもの

という要件を規定し、「インターネット等を活用した遠隔授業」は、自宅等においても履修ができることとした。

また、通知等においては、「インターネット等を活用した遠隔授業」の要件に関し、

○「指導」には、課題提出及びこれに対する助言を電子メールやファックス、郵送等により随時行うこと、ティーチング・アシスタントが助言できる体制を整備することなども考えられ、これらの指導は、毎回の授業の実施に当たって併せて行うものであること。

○「生徒の意見の交換の機会」については、専修学校のホームページに掲示板を設け、生徒がこれに書き込めるようにすること、生徒が自主的に集まり学習を行えるような環境を整備することなどが考えられること。

を示すとともに、留意事項として、

○遠隔授業は一度に多くの生徒を対象にして授業を行うことが可能となるが、受講者が過度に多くならないようにすること。

を特記している。

(4) 文部科学省認定技能審査制度の廃止に伴う関係告示の整備について

平成 14 年 3 月の閣議決定「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」を受けて、平成 18 年 3 月 20 日、文部科学省は「青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則及び青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の名称等に関する省令を廃止する省令」を公布するとともに、当該省令に関する整備告示（平成 18 年文部科学省告示第 33 号）を官報告示し、生涯学習政策局長及び高等教育局長の連名で関係方面に通知を行った。

これにより平成 17 年度末をもって文部科学省認定技能審査制度が廃止され、同時に「専修学校が授業科目の履修と見なすことができる学修を定める件（平成 11 年文部省告示第 184 号）」の一部改正が平成 18 年 4 月 1 日から施行された。

なお、具体的な告示の改正内容は、従来の『知識及び技能に関する審査で、当該審査の合格に係る学修』との規定を『知識及び技能に関する審査における成果に係る学修』に改めるもので、この結果、専修学校における単位認定の対象は、合格・不合格との形式に限定されずに、受験者の知識・技能の程度を判定する型の技能審査にまで拡大されることとなった。

(5) 第 3 期 中央教育審議会 生涯学習分科会への対応

平成 17 年 6 月、文部科学大臣は、中央教育審議会に対し、我が国が様々な課題を乗り越えて真に豊かで教養のある国家として更に発展していくために、新しい時代を切り拓く、心豊かでたくましい日本人の育成を目指し、国家戦略として、教育のあらゆる分野で人間力向上のための教育改革を一層推進していく上で不可欠な次の事項について諮問を行った。

1 新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について

21 世紀の我が国社会は、誰もが自らの能力と努力によって自分の未来を切り拓いていくことのできる柔軟で活力のある社会であることが求められている。このため、現在、人々が、いつでも、どこでも学ぶことのできる生涯学習社会の構築に向けた取組みが、官民双方により進められているところである。しかし、国民一人ひとりが各自の望む機会に学習に取り組む機会を得られるための環境づくりや、少子高齢化社会の進行等の中で、社会全体で子どもを育てるための支援を十分に行う仕組みの構築などには、なお課題がある。

21 世紀において、我が国が明るく豊かな未来を切り拓いていくためには、自立した個人の資質・能力の向上を通じ、国民一人ひとりの人間力の向上を図るとともに、社会の形成に主体的に参画し、互いに協力し合うことにより、社会全体の活性化を目指していく必要がある。

このため、国民の学習に対するニーズを把握し、国民の学習に対する支援策を充実することなどにより、国民一人ひとりの生涯を通じた学習活動を促進することと、子どもたちが家庭や地域社会の中で伸び伸びと育まれるような環境を整えることが喫緊の課題である。

このような状況を踏まえ、新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について、次のような事項を中心に、制度の在り方を含め、具体的に検討を行う必要がある。

(1) 国民一人ひとりの学習活動を促進するための方策について

(2) 地域住民等の力を結集した地域づくり、家庭や地域社会における子どもの育ちの環境の改善のための方策について

※以下省略

同年 7 月、この「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」を専門的に調査審議するために、中央教育審議会に第 3 期生涯学習分科会が発足し、本連合会から中込三郎会長が臨時委員として加わった。

初回となる生涯学習分科会の会合では、分科会の下に諮問事項に応じて、国民の学習活動の促進に関する特別委員会と家庭・地域の教育力の向上に関する特別委員会を設置、委員がそれぞれの特別委員会に分かれて審議することを決定。特に専修学校等は、地域における学習活動の場として、地域住民のニーズを把握した上で、各地域において特色ある活動を展開していくことが期待されていることを踏まえ、中込会長は国民の学習活動の促進に関する特別委員会に参加して審議を行うこととなった。

国民の学習活動の促進に関する特別委員会は、同年 7 月から平成 18 年 5 月までに 8 回開催され、生涯学習に関する世論調査や都道府県への調査の結果、あるいは文部科学省をはじめ厚生労働省や経済産業省の関連施策の内容等について報告を受けるとともに、有識者ヒアリングとして、職業人のキャリア形成、ニートの実態や民間支援の内容、地域における学びの実例等に関する委員の報告と自由討議を行っている。

現在、国民の学習活動の促進に関する特別委員会において、今後の審議の方向性として出された主な論点案（具体的方策）の概要は、次のとおりである。

- 地域における就業やボランティア等市民活動につながる総合的な「学び」の支援（地域における生涯学習支援の拠点の形成、学習活動を推進する多様な人材育成のための仕組みの構築、学習活動を支援する団体等への支援の充実、先進事例の提示、ITを活用した産学官連携による生涯学習推進体制の構築、学び直しの支援に資する学習成果を客観的に評価する方法の検討など）
- ニート等若年無業者に対する支援（学校教育段階における体験活動の充実、就業以外の社会活動への参画を通じた意欲や能力の向上など）
- 育児等で退職し再チャレンジを希望する女性の学習の支援（必要な知識・技能を修得するための講座の開設、再チャレンジ支援の相談・助言体制の整備など）
- 新しい「公共」の意識を培い社会を支える学習への支援（「社会の要請」が高い教育・啓発に関する事業を総合的・体系的に示す仕組みの検討、学習支援を行う人材の育成のあり方の検討など）
- 環境整備（国、地方公共団体、学校、生涯学習関係施設、団体、民間事業者等ごとの役割の明確化と連携のあり方など）

（6）第3期 中央教育審議会 大学分科会への対応

平成17年7月、第3期中央教育審議会大学分科会は、専門的な調査審議を行う部会として、

- 制度部会（グローバル化時代の大学像と教育・研究の高度化に向けた高等教育制度のあり方）
- 大学教育部会（大学教育の新たな展開と各種の学生支援方策の在り方）

を設置することを決定した（この2つの部会における検討課題例として提示された内容は次のとおり）。

制度部会

グローバル化時代に大学が果たすべき諸機能を踏まえ、そのための人的・物的環境としての「キャンパス」像を念頭に置きながら、教育・研究の高度化のための具体的な方策等について調査審議を行う。

【グローバル化時代の大学像】

- グローバル化時代の大学の諸機能についての考え方（教養教育・専門教育・職業教育、研究、社会貢献等）
- グローバル化時代に相応しい「キャンパス」像（教育形態の多様化、通信制と通学制の教育・研究環境等についての考え方）
- 設置形態の枠組みを超えた連携促進方策
- 地域における大学の役割と支援方策
- 研究活動、教育活動及び大学経営等のそれぞれを支える人材の資質向上方策と処遇確保の在り方
- 中高年を含めた社会人の勤務形態やキャリア・パス等の柔軟化への対応

- 高等教育改革への支援と多面的できめ細やかなファンディング・システム

【高等教育の質保証】

- 設置基準や設置審査における視点の明確化（大学設置・学校法人審議会との連携）
- 認証評価の着実な実施と充実
- 分野別評価の考え方
- 機能別や教育形態別の評価の考え方（例：教養教育、e-Learning等）
- 評価する側の適正さや質の確保・向上方策
- 国際的な高等教育の質保証ネットワークの構築

大学教育部会

学生の視点に立った大学教育の新たな展開を促進するとともに、意欲のある学生を一貫して支援し社会に送り出すための各種の支援方策等について調査審議を行う。

【学生の視点に立った大学教育の展開】

- 教養教育や専門教育の在り方の総合的な見直し（機能別分化の促進支援等）
- 学問分野別のカリキュラムの充実のための各種支援方策（学協会や認証評価機関との連携等）
- 入学者選抜や教育課程、成績評価・修了認定に関する方針の策定・公表の促進
- 課程（プログラム）中心の考え方への再整理
- 分野ごと、地域ごとの人材養成に関する動向の把握と分析
- 学位以外の履修証明の方法の普及・定着促進方策（メジャーマイナーの普及促進等）

【意欲ある学生を社会に送り出すための各種の支援方策】

- キャリア教育や就職指導の質の確保・向上と支援のための方策
- ガイダンス、カウンセリング等の学生相談機能の充実
- 若年無業者対策、職業意識・能力の形成支援
- 学生に対する経済的支援のための関連施策（奨学金、授業料減免、T A・R A、フェローシップ、競争的資源配分型プロジェクト等）の充実・体系化
- 大学院レベルでの国際的に有為な人材の育成・支援方策
- 学生の課外活動の充実・活性化による「人間力」強化
- 国公私の枠を超えた学生支援ネットワークの形成による課外活動の充実等
- 留学生交流の促進・充実（海外への留学の支援方策、渡日前から帰国後に至る体系的な支援方策）

この部会の設置にあたり、本連合会から中込三郎会長が大学教育部会の臨時委員として加わり、平成18年2月から審議が開始された。

なお、大学教育部会は平成18年6月までに5回、また、制度部会は同年5月までに3回、それぞれ開催され、大学教育部会では学生支援の各種方策と留学生交流に関する意見発表と自由討議、制度部会では米国・欧州の質保証システムに関する意見発表と自由討議が行われた。

現在、我が国の大学の競争力強化と国際展開に関して、主な論点例として出された内容と担当部会は次のとおりである。

- 国際的人材の育成をどのように進めるか。
 - _グローバル化した「知識基盤社会」を生きる市民を、いかに幅広く育成するか。
(教養教育の在り方－大学教育部会)
 - _英語等のコミュニケーション能力の育成をどう推進していくか。(教育課程、入試－大学教育部会)
- 国際競争力のある卓越した教育研究拠点をどのように形成するか。
 - _教育研究拠点の形成を担う人材への支援措置をどのように講じていくか。(経済的支援－大学教育部会)
- 国際交流・貢献をどのように進めるか。
 - _留学生交流の政策目標(量的・質的)をどのように設定していくか。(留学生交流－大学教育部会)
 - _国際的な学生の流動性を高めるため、どのような枠組みや支援措置を考えるべきか(例：国際条約、海外大学との共同プログラム、ツイニングプログラム等)。
(留学生交流－大学教育部会)
 - _国際的な質保証情報ネットワークの構築に向けて、どのように対応すべきか。(質保証－制度部会)

(7) 「教育バウチャーに関する研究会」の研究・検討の状況

文部科学省は、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」において、教育バウチャー制度についての検討が求められたことを受け、平成 17 年 10 月、省内に有識者と合同の「教育バウチャーに関する研究会」を設置し、教育バウチャー制度の導入の可能性等について研究・検討を行い、平成 18 年度内に文部科学省の政策判断のための論点整理を行うこととなった(「整理すべき論点」は次のとおり)。

整理すべき論点

1. 諸外国と我が国の状況等の比較・整理
 - 社会の実態・教育行財政制度等の相互比較・整理
 - 諸外国におけるバウチャー制度の導入目的、効果、課題等の整理
2. バウチャーの趣旨・目的、定義・形態
 - 狭義のバウチャー、広義のバウチャー
 - バウチャー制度の趣旨・目的
3. 基本的考え方の整理
 - 我が国に教育バウチャーを導入する意義・目的
 - 競争の促進・選択の拡大と教育水準の維持・公平性の確保
4. 我が国におけるバウチャー制度導入の具体的課題
 - 学校段階別

- 対象施設・対象児童生徒等の範囲
- バウチャーの財源
- 制度設計上の課題

研究会は平成 17 年 11 月から平成 18 年 3 月までに 5 回開催され、諸外国における教育関連バウチャーの具体例に関する意見発表や調査結果の報告、現在実施されている奨学金事業・授業料減免措置に対する支援事業の報告をもとに討議が行われている。

なお、現在、公表されている資料において、各論点で考察されている内容は次のとおりである。

①諸外国と我が国の状況等の比較・整理

- 諸外国においては、教育バウチャー制度そのものの捉え方が一様ではない上、その実施例も極めて少なく（米国ではミルウォーキー市、クリーブランド市など 6 地域のみ、英国では 97 年に保育バウチャーを廃止決定等）、教育上の成果についても十分に検証されていない。
- イギリス、オランダにおける全児童生徒に対する公費配分は、過疎地、障害児に対する特別支援教育にかかる経費等の児童生徒数以外の要素も考慮されており、また、これらについて、当該国では、バウチャーであると捉えてはいない。
- パブリックスクールに代表されるイギリスの私立学校には、国からの公費補助が無い。（ただし、国の定めた教育課程に従う必要もなく、入学者も選抜できる。他方、国からの公費補助のある公費民営学校は、国の教育課程の下で教育を行う義務があり、学力により入学者を選抜することはできない。）
- 教育行財政制度や歴史・文化・社会的背景等は、各国で大きく異なるため、教育バウチャー導入の検討にあたっては、我が国独自の教育行財政制度や背景等を踏まえた慎重な検討が必要である。
- 諸外国において、バウチャー制度の導入によって、障害者やマイノリティの子ども達等がどのような影響を受けたのか等について、整理する必要がある。
- アメリカでは、特定層の一部に対して、一部地域において限定的にバウチャーを導入していることや、チリ、ニュージーランドの例では、教育成果が向上したことについて、十分な検証がなされていないことなどから、我が国において、全児童生徒に対してバウチャー制度を導入する意義が明らかになっているとは言えない。いずれにせよ、バウチャー制度は、我が国の教育行財政制度の根幹に関わる事柄であるため、慎重な検討が必要である。

②バウチャーの趣旨・目的、定義・形態

- 教育バウチャーの定義等については、諸外国においても我が国においても、論者によって一様ではない。
- 教育バウチャーの定義・形態は以下のように様々であるが、当研究会として、教育バウチャーをどのように整理すべきか。
 - ―狭義のバウチャー（発券による給付）
 - ―広義のバウチャー（個人を基準として支給される使途・譲渡制限のある補助金・給付金）

—経済的負担軽減等のための特定の目的のために実施されるバウチャー

- 競争原理の導入と学校選択の自由という導入目的の観点からバウチャーの定義を議論すべきではないか。
- イギリス、オランダにおいては、児童生徒数に応じて学校に配分される公費配分制度があるが、これを教育バウチャーとは認識していない。また、児童生徒数以外の様々な要素を考慮している。その実態については、引き続き調査が必要である。

③基本的考え方の整理

- 我が国における教育バウチャー導入の可否等の検討においては、教育の機会均等・公平性・水準の確保の観点から、我が国の教育行財政制度を踏まえ、慎重な議論を行う必要がある。
- 我が国の公立義務教育段階では、児童生徒数を基にして、学校運営に最低限必要な教職員等に係る経費を算出し、公費配分が行われているが、児童生徒数のみに応じて全国的に配分を行う教育バウチャーの導入が妥当かどうかは、我が国の教育行財政制度等を踏まえた慎重な検討が必要である。
- バウチャーを導入した場合に想定される、学校の序列化や格差の拡大、全国的な学校選択の際に生じる風評の影響、通学の安全の問題、情報アクセスの格差の問題、中長期的な学校経営の安定性の問題等についても考慮しつつ、慎重に検討をする必要がある。
- 学校選択制の導入については、各地域の実情に応じて、各地域で決定すべきではないか。
- 諸外国における教育の質の向上のための施策はバウチャー以外の様々な取組の成果であり、教育バウチャー導入だけを取り出して効果を図るのは適当ではない。

④我が国におけるバウチャー制度導入の具体的課題

- 各学校段階別における基本的な考え方の整理が必要。
- 就学前教育におけるバウチャー導入については、検討する余地があるのではないか。
- 専門分野に特化した職業訓練等、個別分野については、バウチャー導入について検討することも考えられるのではないか。
- 教育費を配分する国、地方公共団体の役割や私学制度の趣旨、その他様々な要素を踏まえつつ、公平なバウチャー価格を設定するのは、現実的には相当困難である。
- 教育バウチャーを導入した場合、各学校で児童生徒の増減などがあるたびに、教育費の過不足が生じ、計画的な整備ができなくなることから、財政上の無駄が生じて、大幅な財政負担増となるのではないか。いずれにせよ、バウチャー導入に係るコストについては、さらに分析が必要。

(8) 文部科学省・平成 17 年度委託事業の実施状況

文部科学省は、平成 17 年度専修学校関係予算に計上した「専修学校教育重点支援プラン」、「専修学校を活用した職業意識の啓発推進」、「専修学校を活用した若者の自立・

挑戦支援事業」、「専修学校社会人キャリアアップ教育推進事業」の4事業について、要項に基づき学校等から提出された事業実施計画にかかる申請書等を審査した結果、延べ101件の事業を採択し委託を行った。実施された事業（事業名）は次のとおりである。

①専修学校教育重点支援プラン（40件）

■地域人材の育成…□専修学校と地元自治体・企業（観光業等）との連携による自然観光ガイド養成プログラム開発 □「地域人材の育成（研修プログラム開発）」と育成事業を通じた「国際競争力を備えた地方拠点のインフラ整備事業」 □中小企業向けISO14001をベースにしたエコアクション21認証と維持の教育プログラムの開発 □地場基幹産業「大島紬」の後継者育成及び大島紬デザイン力向上カリキュラムの開発 □沖縄の自然文化観光解説者養成プログラムの開発及び人材育成

■キャリア指導の推進…□保育の聖徳・卒業生アフターケアと在校生スキルアップの実践プラン □自己発見/自己ブランディング・プログラムの開発、検証 □「たくましいIT技術者」育成に向けたキャリア指導のシステム化

■専門課程の高度化開発…□医療技術者の卒後教育を実現する臨床研修専攻科モデル事業の推進 □歯科衛生士のための医療情報管理高度教育プログラムの開発と実践 □50歳代の女性の衣服製作のための計測データを基にした体型研究 □言語聴覚士養成課程へのOSCE導入のための教育プログラム作成 □新しい観光業界に対応した教育プログラム開発の指針となる人材スキルマップおよびコンピテンシーモデルの作成 □建築分野におけるPM/CM関連の高度教育プログラム開発 □産学連携によるコンテンツビジネス系専修学校の専門課程の高度化開発 □実践的コミュニケーション・スキルを育成するための教育プログラム開発事業 □広告・グラフィック業界におけるアートディレクター育成のためのカリキュラムの開発 □関節運動再現ロボット活用と障害者パートナーシップによる職業技術・技能の指導方法の開発 □オープンソースソフトウェア分野の人材育成を目標とした4年制学科における産学連携教育プログラム □産学連携によるITスキル標準準拠型教育プログラムの開発・実証 □介護福祉教育における福祉レクリエーション実施能力向上のための教育方法の開発

■高等課程の個性化開発…□人間教育に重点をおいた、個人に応じた高等専修学校教育プログラム開発 □コミュニケーション能力と表現力を高める演技・演劇による自己啓発プログラムの研究開発 □武蔵野東技能高等専修学校の混合教育の普及 □動物共生や保育、介護の体験活動を通じての心の成長やコミュニケーション能力の向上について

■新教育領域の開発…□起業家育成教育プログラム開発およびその実践 □トータルビューティコーディネータ教育プログラムの開発 □プロフェッショナル人材育成のためのコンピテンシー養成プログラム開発 □医療情報人材育成のためのスキルマップおよびカリキュラムの開発 □専修学校における電子カルテ技術者スキル標準とカリキュラム開発 □高度セキュリティプロフェッショナル人材育成プログラムの開発と実証 □中国ビジネス分野で活躍する若手ビジネスパーソン育成のための実践教育プログラム

■新教育方法の開発…□医療系国家試験対策 CBT 学内適用実用化実験とその普及 □言語の認知脳科学からの知見に基づき、語学基礎力向上を支援する e-learning システムの開発 □携帯電話を活用したビジネス等の教育とコミュニケーション方法等の研究開発

事業 □LMS(Learning Management System)を用いた学生スキル管理の構築および実証 □本格的ソフトウェア開発エンジニア育成に導入する PBL 型プロジェクトマネジメント教育の開発と実証 □インタラクショナルデザイン手法を用いたリハビリテーションの eラーニング教材開発および教授法の教育プログラム開発 □医療分野における IT 化推進人材の育成教育プログラム □協調型学習システムを活用した継続的ヒューマンスキル強化プログラムの開発と実証

②専修学校を活用した職業意識の啓発推進 (23 件)

□北海道まちかど学園「職業体験一日学習」～あすの職業教育を目指して～ □環境問題やその意識向上の教育を柱とした職業観育成講座 □プロに教わる調理実践体験講座 □服飾専門学校による創作体験講座 □中学生を対象とした職業理解のための体験講座(講演会) □群馬県「職業教育フェア」 □(1)IT スキル実践体験講座、(2)若年者職業意識推進講演会 □中野区専門学校協会による区内中学生向け「職業意識」高掲推進のための体験授業の実施 □中野区専門学校フェア □(1)IT・デジタルクリエイター・介護・栄養調理・服飾実践体験講座(対象:中学生、高校生)、(2)キャリアガイダンス講演会&職種別実践体験講座(対象:大学在中退者、フリーター) □小・中学生のためのファッション・ビジネス教育講座「キッズ・スクール～ファッション・ビジネス KIDS」 □「職業教育の日」記念事業 NIIGATA JOB WORLD 2005「しごとフェスティバル」 □かいじ職業体験学校の開催 □講演会と職業教育の啓発・進学説明会 □職業適性診断体験講座 □大阪地区における専門学校コンソーシアムを活用した小中高生徒の職業意識啓発 □小中学生など若年者に対する自然環境に関わる職業体験講座 □平成 17 年度兵庫県専修学校職業体験講座 □「パソコンインストラクターを目指して！」職業実践講座 □介護体験教室 □小規模 LAN 構築実践体験教室 □ファッションビジネス体験講座 □「しごとミュージアム」体験フェアと職業別講話ガイダンス

③専修学校を活用した若者の自立・挑戦支援事業 (22 件)

■日本版デュアルシステム…□観光産業振興のための、地方自治体・関連機関と連携をした、ホスピタリティ観光人材教育の開発と実施 □デュアルシステムを促進する分野別モデルカリキュラムの開発 □IT 系及び事務系人材育成日本版デュアルシステム教育プログラム開発 □ニートやフリーターの減少を目的とした、ベストマッチ就職を見つけるための模擬社会体験授業「就職支援プログラム SHOOP！」 □造園・環境緑化に関わる人材養成日本版デュアルシステム教育プログラムの開発 □デュアル(デザイン分野)の「専門課程・必修化」と必修化に伴う「附属事業の一体型モデル開発」 □パティシエ・ブランジュ養成 □専門学校における複数の企業との連携による日本版デュアルシステムコースの開発研究 □インタラクティブ通信を活用したフリーター・ニート層からの脱却型日本版デュアルシステムの開発 □デュアルシステム活用型即戦力モバイルコンテンツ開発技術者育成、専門学校高度化教育プログラム開発

■短期教育プログラム…□地元 IT 企業との連携による Java プログラマ養成と定職定着支援プログラムの研究開発 □選抜者による Java プログラミング短期速習カリキュラムの研究開発 □高齢社会に対応できる福祉情報人材スキルマップの開発 □スキル評価システムを活用してバイオ知識を持つフリーター等のキャリア形成を支援する教育プログラムの開発 □ドラッグストアで働くフリーター等のスキルアップを図る教育プログ

ラムの開発 □離職者・無業者に対するフラワー業界への就職支援と人材紹介プログラムの開発 □フリーター等向けの実践実習教育プログラムとアセスメント手法の研究開発 □フリーター等がアメリカ村や新興企業で通用する熱い人材に育つ人間力養成プログラムの完成 □「進化型デュアルシステムファッションビジネス教育システム」教育開発事業 □若年者の就業意欲喚起による、地域人材育成のための「3G 教育プログラム」の研究開発 □正規就業を目指すための自己表現技術向上の短期教育プログラム開発 □掘り起こせ地域ブランド、育て観光ヒューマンスキル・IT 活用人材育成プログラムの開発

④専修学校社会人キャリアアップ教育推進事業（16件）

□個人情報保護の運用と対策を行える人材養成短期教育プログラム開発 □企画立案のプロセスおよび手法の理解とプレゼンテーションのための教材開発 □IT ネット・CBT ツールを活用した医療従事者及び社会人生涯学習の実践 □農と食を結ぶアグリフードコーディネイターの育成・開発推進事業 □産業教育を応用した問題解決能力向上プログラムの開発と実践 □医療機関における実務マネジメント人材を育成するプログラムの開発と実証 □ポストゲノム時代のバイオビジネスを創造する人材育成プログラムの開発と実践 □電子回路設計ソフトウェアを利用した回路設計技術者育成のための実践的教育プログラムの開発 □IT 管理者養成教育プログラム開発 □法務・会計サービススタッフに求められる能力の調査研究 □3次元 CAD 利用による中年技術者向けキャリアアップ教育プログラムの開発 □CBT 型 E ラーニングによるキャリアアップ支援教育プログラムの開発・実施 □ゲーム開発技術者のキャリアアッププログラム開発 □ユビキタス社会に対応する IP 電話技術者を育成する教育プログラム開発 □中国ビジネススキルの産業分野別教育プログラムおよび標準化のための評価システム開発 □健康食品、保険機能食品、化粧品スペシャリスト養成カリキュラムの開発と人材育成

（9）学校基本調査における学科区分の見直しの結果

平成 17 年度から、文部科学省は学校基本調査における専修学校及び各種学校の集計について、工業分野を除く 7 分野で学科分類を増やすかたちで報告書を公表した。

これによって、特に専修学校において、従来は「その他」で分類されていた学科分類の内容が数値として確認でき、より正確な実態を明らかにする調査となった。

今回の見直しによって、専修学校の調査結果で新たに確認できた状況は、次のとおりである。

○農業関係

「園芸」が学科数で分野全体の 25.0%、学生生徒数で分野全体の 20.9%を占めること。

○医療関係

「理学・作業療法」が学科数で分野全体の 6.7%、学生生徒数で分野全体の 11.9%を占めること。

○衛生関係

「製菓・製パン」が学科数で分野全体の 6.7%、学生生徒数で分野全体の 6.1%を占めること。

○教育・社会福祉関係

「介護福祉」が学科数で分野全体の 37.9%、学生生徒数で分野全体の 32.7%を占めること。

「社会福祉」が学科数で分野全体の 15.4%、学生生徒数で分野全体の 11.2%を占めること。

○商業実務関係

「旅行」が学科数で分野全体の 7.5%、学生生徒数で分野全体の 14.3%を占めること。

「情報」が学科数で分野全体の 12.3%、学生生徒数で分野全体の 8.6%を占めること。

「ビジネス」が学科数で分野全体の 17.3%、学生生徒数で分野全体の 13.9%を占めること。

○服飾・家政関係

「ファッションビジネス」が学科数で分野全体の 5.5%、学生生徒数で分野全体の 8.5%を占めること。

○文化・教養関係

「動物」が学科数で分野全体の 3.5%、学生生徒数で分野全体の 5.8%を占めること。

「法律行政」が学科数で分野全体の 8.5%、学生生徒数で分野全体の 7.4%を占めること。

「スポーツ」が学科数で分野全体の 4.8%、学生生徒数で分野全体の 6.0%を占めること。

8. 厚生労働省 諸施策の状況と対応

(1) 委託訓練等への対応

平成 11 年度から本格実施されている厚生労働省（雇用・能力開発機構）の委託訓練については、過去の実績等により専修学校等が果たす役割の重要性を踏まえ、実効性のある雇用対策の一環として、平成 17 年度も都道府県単位で雇用・能力開発機構都道府県センターと連携を図りながら専修学校等で実施された。

特に平成 17 年度は、「若年求職者に対する職業能力開発支援の拡充」として、従来は「プレ訓練」として実施していた職業意識の啓発や社会人マナー講習等を一体化させた委託訓練が実施されたほか、フリーター等に対する職業意識啓発、コミュニケーション能力や基礎的ビジネスマナーの習得のための「就職基礎能力速成講座」や、継続事業である「あらゆる民間機関を活用した高度・多様な職業訓練機会の拡大」のうち、「知識の習得、実習による能力の習得等、訓練の形態に応じた、あらゆる民間機関を活用した高度・多様な職業能力開発機会の創出・提供」として集合型訓練や組合せ型（オーダーメイド型）訓練が実施された。

なお、この委託訓練においては、平成 16 年度に続き、委託費の一部を受講者の就職実績に応じて支給する制度や、事前に一定の要件を満たす専修学校等の講座を公共職業訓練実施可能講座と認定し、離職者の選択により訓練を受講できる制度が適用された。

(2) 日本版デュアルシステム事業への対応

①日本版デュアルシステムの導入

平成 16 年度から始まった「日本版デュアルシステムの導入」にかかる事業のうち、専修学校等の関連としては「民間活力を活用した日本版デュアルシステムの拡充」、「公共職業訓練を活用した日本版デュアルシステムの実施」が行われた。

このうち「民間活力を活用した日本版デュアルシステムの拡充」では、「日本版デュアルシステムへの橋渡し講習」と「専修学校等民間教育訓練機関を活用した日本版デュアルシステムの促進（日本版デュアルシステム・コーディネート事業）」が実施された。

「日本版デュアルシステムへの橋渡し講習」は、高校卒業時に進路未決定の者等を対象に、デュアルシステムを導入（予定を含む）している専修学校等において、卒業後できるだけ早期にデュアルシステムの訓練内容（座学及び企業実習）を短期間体験させることで訓練意欲や就労意識を醸成して訓練への誘導を図るもので、平成 17 年 7 月から平成 18 年 3 月までの 9 ヶ月間を 3 期に分けて計画された。本連合会では実施時期以前から都道府県協会等への本講座の内容の周知を行ったが、講座の開設期間等の問題もあり第 2 期までの実績が低調となったため、その後、厚生労働省は実施要領の見直し等を行って第 3 期の実施を呼びかけた。

また、「日本版デュアルシステム・コーディネート事業」は、推進モデル地域で学校側と企業側の双方に日本版デュアルシステム・コーディネーターを配置し、専修学校等と受入れ企業間の調整等を行い、日本版デュアルシステム導入の推進を図るもので、平成 17 年度は、前年度の 10 地域に 8 地域を加えた北海道、宮城、群馬、千葉、東京、神奈川、石川、山梨、静岡、愛知、大阪、兵庫、広島、福岡、大分、長崎、熊本、沖縄が指定され、教育関係コーディネーターは都道府県協会が、また、企業関係コーディネーターは中小企業団体中央会都道府県支部が、それぞれ委託先となり、日本版デュアルシステムの普及啓発、調査、相談、学校と企業の連携に係る調整など、デュアルコース開設の支援事業が実施された。

なお、「日本版デュアルシステムへの橋渡し講習」に参加した学校 28 校（宮城 2 校、東京 7 校、神奈川 5 校、愛知 2 校、大阪 6 校、岡山 1 校、福岡 2 校、長崎 2 校、沖縄 1 校）、「日本版デュアルシステム・コーディネート事業」を実施した 18 の都道府県協会等は、厚生労働省の職業能力開発局ホームページ「日本版デュアルシステム導入支援策について」（<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syokunou/dual/03.html>）で、制度の紹介とあわせて公表されている。

他方、「公共職業訓練を活用した日本版デュアルシステムの実施」は、既存の公共職業能力開発施設の座学訓練及び委託訓練と、企業での実習（研修及び有期雇用）を組み合わせた訓練コースを設定し、日本版デュアルシステムとして実施するもので、専修学校等は委託訓練活用型として従来の委託訓練と同様に雇用・能力開発機構都道府県センター等から各学校へ委託された。訓練期間は 5～6 ヶ月（標準は 5 ヶ月）で、座学と企業実習(1～3 ヶ月)の組合せは午前・午後、月単位、週単位、日単位など訓練内容に応じて設定することとなっており、また、委託費は 1 人 288 千円（6 ヶ月総額）で、受入れ企業は学校が開拓、再委託を行い、企業実習に必要な経費は学校が委託費の中から企業に支払

うかたちで実施された。

この委託訓練活用型の日本版デュアルシステムコースについては、平成 17 年度内に延べ 1,500 コース以上、総定員約 2 万 7 千人が計画され、このうち専修学校関連は約 300 コース、総定員約 6 千人となっていた。しかしながら、時期や訓練分野によって受講者が定員に達しないコースもあり、中止となったコースも見られた。

②厚生労働省「日本版デュアルシステムの今後の在り方についての研究会」報告

厚生労働省は、「若者自立・挑戦プラン」に基づき、若年失業者やフリーター等に対して、専修学校等をはじめとする教育訓練機関が主体となった就職支援策として「日本版デュアルシステム」を実施してきたが、企業や学校・生徒にとって認知度が低いこと、失業者やフリーター対策であるために普及に限界があること等の問題点を踏まえ、学識経験者による「日本版デュアルシステムの今後の在り方についての研究会」を立ち上げ、平成 17 年 11 月、その検討の結果を「実践型人材養成システム」の制度化という内容で報告書にまとめて公表した。概要は次のとおりである。

<「実践型人材養成システム」の立ち上げ>

- 企業が主体となって、「自社のニーズに応じた教育訓練機関における座学」と「一定期間、訓練生を雇い入れての実習」を組み合わせることにより、現場の中核となる職業人の基礎を育成できるような「実践型人材養成システム」を推進することが必要。
- 実践的な職業能力を備えた職業人を育成するため、「実践型人材養成システム」の仕組みを就労、就学に次ぐ、就労と就学の双方の要素を併せ持つ「第三の選択肢」として立ち上げ、その普及を図ることが産業界にとっても不可欠。

<「実践型人材養成システム」の普及に向けた支援策>

- 「実践型人材養成システム」は、企業と訓練生のそれぞれにコスト面での負担をバランスよく配分することへの理解が不可欠（民間教育訓練機関における座学は生徒負担。企業内における実習は企業負担かつ賃金も支払う）。
- 公的機関による支援策についての検討課題
 - ┌企業に対する支援策としては、i) キャリア形成促進助成金制度の拡充、ii) 業界団体のネットワークを活かして企業ニーズを反映したデュアルシステムを普及・促進する事業や、「デュアルシステム・コーディネート事業」による企業のニーズを踏まえた訓練カリキュラムの策定 等
 - ┌訓練生に対する支援策としては、i) 既存の貸付制度の周知、ii) キャリアコンサルティングの活用による訓練意欲の向上や訓練に関する情報提供 等
 - ┌民間教育訓練機関に対する支援策としては、訓練カリキュラムの作成のためのノウハウの提供 等

また、この「実践型人材養成システム」は、最初に企業による面接によって訓練生を決定し、有期労働契約のもと、OJT（賃金を得つつ行う実習）と、それに密接に関連する教育訓練機関における座学を組み合わせ、6 ヶ月から 2 年間の訓練を行い、最終的に訓練生は職業能力評価を受けることとなっている。

なお、この報告書を受けて、厚生労働省は「職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を取りまとめ、閣議決定を経て平成 18 年 3 月に国会へ法案を提出、早ければ平成 18 年 10 月からの施行を予定している。

(3) 厚生労働省・平成 18 年度専修学校関係予算案

厚生労働省は、「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」が強化・推進されたことを受けて、日本版デュアルシステムの普及・定着を図るために、平成 18 年度も関連予算を計上した。この「日本版デュアルシステムの実施」に関する予算のうち、専修学校等に関する事業として「日本版デュアルシステム協議会の設置」、「民間活力を活用した日本版デュアルシステムの推進」、「公共職業訓練を活用した日本版デュアルシステムの実施」の 3 つが計画されているほか、業界団体向けの導入促進事業や企業実習等に対する評価手法マニュアルの作成などが盛り込まれている。

「日本版デュアルシステム協議会」は、平成 15 年 12 月、デュアルシステムの社会的定着のために必要な方策を検討することなどを目的に人材育成会議（中央会議）の下に設置されたもので、本連合会からも協議に加わることとなっている。2 番目の「民間活力を活用した日本版デュアルシステムの推進」では、引き続き「日本版デュアルシステムへの橋渡し講習の実施」と「専修学校等民間教育訓練機関を活用した日本版デュアルシステムの促進（日本版デュアルシステム・コーディネート事業）」が計上されており、特に後者の事業では前年度同様、全国 20 地域を予定している。3 番目の「公共職業訓練を活用した日本版デュアルシステムの実施」も継続事業で、専修学校等は委託訓練活用型として雇用・能力開発機構都道府県センター及び都道府県から委託されることとなっている。

なお、日本版デュアルシステムの導入促進において不可欠な企業側に対する支援としては、「キャリア形成促進助成金の拡充」を計上し、デュアル訓練を実施した場合の OJT に係る事業主負担への助成措置や、長期間にわたる訓練の実施に対応するための 1 訓練コース当たりの支給上限の引き上げを予定している。

日本版デュアルシステム以外の専修学校等の関連予算では、継続事業として「あらゆる民間機関を活用した高度・多様な職業訓練機会の拡大」で「知識の習得、実習による能力の習得等、訓練の形態に応じた、あらゆる民間機関を活用した高度・多様な職業能力開発機会の創出・提供」において、集合型訓練や組合せ型（オーダーメイド型）訓練が、専修学校等を活用した離職者等の委託訓練として実施される予定である。

また、「若年求職者に対する職業能力開発支援」では、職業意識の啓発や社会人マナー講習等を一体化させた委託訓練が、さらに「就職基礎能力速成講座の実施」では、フリーター等に対する職業意識啓発、コミュニケーション能力や基礎的ビジネスマナーの習得のための講座の委託が、それぞれ引き続いて実施される予定となっている。

(4) 福祉系人材の養成にかかる法令の整備等

① 社会福祉士の受験資格の見直し

文部科学省が平成 17 年 9 月に学校教育法施行規則を改正し、専門学校のうち修業年限

が 4 年以上のものであって一定の要件を満たすものを修了した者について、大学院又は大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として取り扱うとしたことを踏まえ、厚生労働省は、平成 18 年 3 月 31 日、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（平成 18 年厚生労働省令第 99 号）」を官報告示し、社会福祉士の受験資格の要件について所要の改正を行い、同年 4 月 1 日から施行した。

この改正について、厚生労働省は、同年 3 月 31 日に社会・援護局長名で関係方面に通知を發出し、さらに 5 月 25 日には文部科学省に対しても制度周知の依頼を行った。これを受けて、文部科学省は、5 月 31 日、専修学校主管部課等へ通知を發出している。

具体的には、社会福祉士及び介護福祉士法第 7 条に定める受験資格のうち、

○大学（短期大学を除く）で厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者に準ずる者として厚生労働省令で定める者（第 1 号）

○大学で厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する基礎科目を修めて卒業した者に準ずる者として厚生労働省令で定める者（第 2 号）

○大学を卒業した者に準ずる者として厚生労働省令で定める者（第 3 号）

に、修業年限 4 年以上の専門学校において指定科目又は基礎科目を修めて卒業した者等を追加し、あわせて修業年限 4 年未満の専門学校において指定科目又は基礎科目を修めて卒業した者等の受験資格との区分を明確にする内容となっている。

この改正の結果、社会福祉士の受験資格において、4 年制以上の専門学校については大学と同等に、2 年制以上 4 年制未満の専門学校については短期大学と同等に取り扱われることとなった。

②介護福祉士の指定養成施設の基準の見直しの動向

厚生労働省は、福祉サービスに携わる人材の資質向上、専門性の高い人材の確保の観点から、介護福祉士の養成施設や国家試験のあり方、資格取得後の継続研修等について検討するため、介護に関連する有識者をはじめ関係団体からなる「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」を設置することを決め、平成 18 年 1 月から議論を進めている。

この検討会では、

○介護福祉士をめぐる現状と課題

○期待される介護福祉サービス及び介護福祉士像

○介護福祉士養成施設におけるカリキュラム内容

○資格取得方法の統一に向けた課題

○その他（教育環境・教育方法、IT の活用、医療関係者との連携等）

などを主な検討事項に掲げており、同年 5 月までに 6 回の会議を開催し、それぞれの検討事項にかかる意見発表や討議が行われている。

これまでの議論では、特に養成施設等のあり方については、

○介護ニーズの変化に対応できるよう、養成課程の教育時間・内容の充実を図ること。

○介護の現場で行われている業務を踏まえ、カリキュラム・シラバスの内容を抜本

的に見直すこと。

○教員の資質の向上（教員の要件の見直し、研修の充実など）を図ること。

○実習のあり方（実習施設要件、養成施設と実習施設との連携、実習指導担当教員など）を見直すこと。

などが意見として出され、また、国家試験についても、教育内容の見直しを反映することの方向性が示されている。

なお、検討会では平成 18 年 7 月末を目処に取りまとめを行う予定である。

9. 専門学校留学生の就職活動のための在留許可について

大学に在籍する留学生については、留学期間終了後であっても、一定の要件の下、最長 180 日間の就職活動期間の確保が認められてきたが、専門学校については、専門士の称号を有する留学生であっても同様の措置が適用されず、留学期間中に限って就労資格への在留資格変更手続が認められてきた。

この問題については、平成 17 年 3 月 25 日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（改定）」に、

専門士資格取得後の就職活動のための在留の許可

親日派育成や優秀な人材を我が国に確保するなどの観点から、専修学校における修得内容と想定される就職先の職務内容との関連性を踏まえつつ、専門士の称号を有する留学生についても、大学に在籍する留学生と同様に、一定の留学期間終了後の就職活動期間を確保する。

が盛り込まれ、その後、法務省での所要の手続を経て、平成 18 年 3 月から、

①卒業後就職活動を行う場合における最長 180 日間の「短期滞在」への在留資格の変更の許可

②卒業後就職活動を行う目的で「短期滞在」の在留資格での在留中に、就職先が内定した場合について、採用までの間（卒業後 1 年以内）の在留のための「特定活動」への在留資格の変更の許可

が、専門士及び高度専門士の称号を有する専門学校留学生についても認められることとなり、同年 4 月 28 日に文部科学省から関係方面に通知が発出された。

なお、法務省入国管理局が公表した「規制改革・民間開放推進 3 か年計画等において定められた規制改革について（平成 18 年 3 月）」では、上記①に関しては、

○卒業前から継続就職活動を行うことを目的として在留を希望すること。

○専門学校における修得内容に関連性がある業務に従事するために継続就職活動を行うこと。

○「技術」「人文知識・国際業務」など就労に係るいずれかの在留資格に該当する活動を行うために継続就職活動を行うこと。

○基準省令の定める当該在留資格に係る基準に適合すること。

が、また、上記②に関しては、

○継続就職活動を行うことを目的として「短期滞在」の在留資格で在留し、卒業後に就職先が内定し、卒業後 1 年以内に採用されること。

○採用後に行おうとする活動が、「技術」「人文知識・国際業務」などの就労に係

るいずれかの在留資格に該当すること。

○基準省令の定める当該在留資格に係る基準に適合すること。

○専門学校での修得内容と採用後に従事しようとする業務が関連していること。

が、対象者の要件として定められている。

10. 専門学校卒業者の大学編入学等について

専門学校卒業者の大学編入学は、平成 10 年 6 月の学校教育法等の改正により、平成 11 年 4 月 1 日から実施されている。

文部科学省学校基本調査等によると、専門学校卒業者の大学編入学者数（放送大学を除く）と専門学校卒業者の編入学を実施する大学数（全大学数に占める実施率）は、平成 11 年度が 490 人、91 校（15.1%）、平成 12 年度が 1,135 人、276 校（44.3%）、平成 13 年度が 1,731 人、371 校（57.2%）、平成 14 年度が 1,729 人、439 校（66.1%）、平成 15 年度が 1,807 人（文部科学省の調査中止により実施大学数は不明だが、全専協の調査で 330 校が実施と回答）、平成 16 年度が 1,961 人（全専協の調査で 314 校が実施予定と回答）、平成 17 年度が 2,319 人（同 383 校）と微増となっている。なお、平成 17 年度の編入学者を学部別に見ると、医学部（保健学科）225 人、工学部 214 人、経済学部 152 人、看護学部 125 人、外国語学部 114 人の順となっている。

他方、大学等を卒業して専門学校に入学した学生数は、学校基本調査によると、平成 11 年度が 23,952 人、平成 12 年度が 25,000 人、平成 13 年度が 25,028 人、平成 14 年度が 25,971 人、平成 15 年度が 25,902 人、平成 16 年度が 26,274 人と微増傾向にあったが、平成 17 年度は 24,749 人と、対前年度で 6%ほど減少した。なお、平成 17 年度の入学生を都道府県別に見ると、東京都 7,975 人（全体の 32.2%）、大阪府 4,435 人（同 17.9%）、愛知県 1,840 人（同 7.4%）となっている。

11. 留学生受け入れの概況について

独立行政法人日本学生支援機構は、平成 17 年 12 月に平成 17 年度の留学生受け入れの概況を公表した（平成 15 年度までは文部科学省で調査を実施。平成 16 年度からは日本学生支援機構の設立に伴い調査が移管されている）。

調査結果によると、留学生総数は対前年度 4,510 人（3.8%）増の 121,812 人と過去最高を更新した。また、在学段階別に見ると、大学学部が 61,152 人（対前年度 2,828 人、4.9%増）、大学院が 30,278 人（同 764 人、2.6%増）、専門学校が 25,197 人（同 1,364 人、5.7%増）、短大が 3,091 人（同 390 人、11.2%減）、準備教育課程が 1,563 人（同 81 人、4.9%減）、高専が 531 人（同 25 人、4.9%増）の順となっている。

平成18年度 専修学校関係予算 について

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課

単位：千円]

専修学校関係予算額	17年度予算額 1,338,314 (1,321,715) [対前年度 16,599千円増 (1.3%増)]
------------------	---

<内 訳>

<p>1 専修学校におけるN P O 団体等と連携した ニートに対する職業教育支援事業 (新規) 専修学校 において、ニートを支援している N P O 団体等 と連携し、 社会的自立 を目指した職業教育 を支援 する。</p> <p>2 専修学校社会人新キャリアアップ教育推進事業 (新規) 定年 をむかえ 退職する 中高年 や子育て 等のために 就業を 中断した 女性 を 対象にした キャリアアップ 教育のための プログラム 開発を 支援 する。</p> <p>3 専修学校教育重点支援プラン 社会的要請 の高い課題 に対応する 教育内容 や方法等 についての 重点 的な研究開発 を「研究指定校」として 指定した 専修学校 に委託し、そ の成果 を全国 に普及する。</p> <p>4 専修学校を活用した職業意識の啓発推進 若年者の職業意識 の高揚 を図るため、職業体験講座 や講演会 など 各地で開催し、技術・技能 に磨きをかけるとともに 学習意欲 と職業意 識の高揚を図る。</p> <p>5 専修学校を活用した若者の自立・挑戦支援事業 正規雇用 を目指しながらそれが 得られない フリーター 等の能力向上 のため、産業界 との連携・協力による 専修学校 を活用した 短期教育 プ ログラム の開発等、職を 獲得 する上で必要となる 知識・技術 に関する 教育を 提供する。</p> <p>6 専修学校教育等の運営改善に関する調査指導 専修学校教育 の課題についての 調査及 び研究協議等 を実施すると もに、専修学校 に関する 最新の情報を 提供するための ガイドブック を 作成・配布。</p>	<p>165,536 (0)</p> <p>199,991 (0)</p> <p>450,657 (452,683)</p> <p>53,845 (53,845)</p> <p>443,127 (508,937)</p> <p>25,158 (29,862)</p>
前年度限りの経費)	0 (276,388)

他局計上分)

<p>○ 私立学校施設整備費補助金 専修学校大型教育装置整備費補助 専門学校(専修学校専門課程)の教育装置・学内LAN 装置の整備 費について補助。</p> <p>○ 私立大学等研究設備整備費等補助金 専修学校情報処理関係設備整備費補助 専門学校(専修学校専門課程)の情報処理関係設備の整備費について補助。</p> <p>○ 専修学校教員研修事業等補助 財団法人専修学校教育振興会 が行う教員研修 に対する補助。</p> <p>○ 国費外国人留学生制度 専門学校(専修学校専門課程)における国費留学生の計画的受入れを整備。</p>	<p>300,000 (300,000)</p> <p>950,000 (955,500)</p> <p>14,768 (15,732)</p> <p>757,906 (758,115)</p>
---	---